

(要望)

## 重点要望

### 1. 物価高騰対策について

エネルギー価格や食料品をはじめとする物価高騰は、県民の日常生活や家計に直結する深刻な課題である。特に子育て世帯や高齢者世帯にとって、光熱費や食料品の価格上昇は大きな負担となり、暮らしの安定を脅かしている。

同時に、中小企業や小規模事業者においても、原材料費や光熱費の高騰が経営を圧迫し、事業継続や雇用維持に深刻な影響を及ぼしている。

こうした状況に対応するためには、一時的な支援にとどまらず、生活や地域経済を守る観点から、切れ目なく持続的な対策を講じることが不可欠である。物価高騰は一過性の問題ではなく、国際情勢や為替動向に左右される構造的な課題であり、今後も長期化する可能性が高い。

そこで、以下3点要望する。

(1) 県民生活の安定を最優先に、光熱費・食料品など生活必需品に対する的確な支援策を拡充すること。

(回答)

県では、国の補正予算（総合経済対策）の成立を受け、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対する支援策について、令和7年度補正予算として措置しました。

当該補正予算において、物価高騰の影響を受けている消費者や事業者の負担を軽減させるため、キャッシュレス決済時のポイント還元や、LPガス販売事業者が実施する利用料金の値引き等に対して支援するとともに、県立特別支援学校の給食費等の物価高騰分の支援についても、措置することとしたところです。

(要望)

(2) 中小企業や小規模事業者がコスト増に対応できるよう、省エネ投資や経営改善を支援する施策を強化すること。

(回答)

県では、中小企業等の省エネ対策の推進に資する取組として、「中小企業省エネルギー診断」及び「中小企業省エネルギー設備導入費等補助」により支援しています。

また、中小企業や小規模事業者のコスト増への対応については、商工会・商工会議所等の支援機関の経営相談窓口において、適切な支援を行ってまいります。

(要望)

(3) 国の交付金を効果的に活用しつつ、県独自の取組を組み合わせ、迅速かつ公平な支援を切れ目なく実施すること。

(回答)

県では、国の重点支援地方交付金を活用し、様々な業種・分野に対する光熱費の負担軽減策等について、措置してきました。

加えて、中小企業の生産性向上に向けた支援策などについては、中長期的な成長力の強化につながるものであることから、県独自の財源も活用し、措置してきたところです。

引き続き、国の交付金を効果的に活用しつつ、県独自の取組を組み合わせ、迅速かつ公平な支援を切れ目なく実施してまいります。

(要望)

## 2. 持続可能な財政運営について

物価・金利の変動や世界経済の不安定化が続く中で、本県税収の好調が今後も持続する保証はない。さらに、地方交付税は、税収増等に伴い減額となるため、一般財源総額の大幅な増額は見込めない状況である。他方で、東京都は独自施策を次々に展開し、地域間格差が拡大している。

そこで、以下2点要望する。

(1) 経済動向を注視しつつ、不断のスクラップ&ビルドを徹底し、必要な施策には迅速かつ確実に対応すること。

(回答)

今後の財政運営に当たっては、県税収入の動向をしっかりと注視するとともに、国庫補助金など、歳入の確保に最大限努めていきます。

また、事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するほか、デジタル技術や民間活力を積極的に活用することなどにより、行政サービスを継続的に提供できるよう取り組んでまいります。

(要望)

(2) 特に子育て施策の全国制度化や偏在性の少ない地方税体系の構築を国に強く求め、地域間格差が拡大しないよう強力に働きかけること。

(回答)

居住する地域にとらわれないこども施策の実現に向けて、自治体の財政状況に起因する地域間格差が生じることがないように、国の責任と財源により必要な措置を講ずるよう、引き続き国へ要望してまいります。

また、行政サービスの地域間格差を是正するため、譲与税の原資である特別法人事業税の更なる拡充など、地方自治体間の税収偏在の是正に向けた措置を講ずるよう引き続き国へ要望してまいります。

(要望)

### 3. 警察官の大幅増員について

県内の治安情勢は、2002 年をピークに減少傾向であった刑法犯認知件数が 2023 年から 3 年連続で増加している。特に最近では SNS を利用した匿名・流動型犯罪グループの関与がうかがわれる犯罪や、女性や子どもが被害者となる犯罪が県民に不安を与えている。こうした昨今の犯罪傾向に対処・解決して、県民の安全安心を確保するためには警察における人的体制の強化が必要である。

そこで、直面する諸課題に柔軟かつ的確に対応するために警察官の大幅増員に向けた取組を進めること。併せて、警察官を支える事務職員や会計年度任用職員も必要に応じて増員すること。

(回答)

県警察では、必要な人的基盤を強化するため、国に対して、令和 8 年度の「国の施策・制度・予算に関する提案」において、警察職員の増員を含む警察活動の基盤強化について働きかけを行いました。

また、事務職員等についても、これまで各種営業等の許可事務や運転免許関係事務の増加などに伴う対応を行うため、警察官であることを要しない業務については、事務職員や会計年度任用職員を充てるなどの取組を行っております。

今後も現下の治安情勢等を踏まえつつ、必要な人的基盤の強化に努めてまいります。

(要望)

### 4. 先進的な観光立県かながわについて

世界の観光トレンドが目まぐるしく変化している中、際立ったコンテンツが少ない、観光客の消費単価が低いという課題がある本県において、ニーズを捉えながら、観光消費額を高めていくため、滞在時間を延ばし、宿泊を促す取組としてのナイトタイムエコノミーの充実や、一般の観光客との比較で消費額が高いと言われている M I C E 利用者と呼び込むため M I C E の誘致をより積極的に行うこと。

特に M I C E は、開催される何年も前から各国・都市で誘致競争が繰り広げられており、他の地域との差別化や他の都市と競合しない魅力的な要素を提供することが必要であることから、早期に対策を立てること。

また、観光消費額が高い外国人観光客を誘致するため、森林浴や温泉など自然療法を活用したウェルネスツーリズム、ものづくりの心にふれることを目的とした産業観光など、コンテンツの多角化を図ること。

さらに、旅行者の利便性向上及び周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等を図るため観光 D X を推進すること。

(回答)

今後も、ナイトタイムコンテンツの発掘、充実化や、M I C E 誘致に取り組むことで、観光客の滞在時間を延ばし、観光消費額の増加につなげてまいります。

特にMICE誘致については、県内のユニークベニューを対象に、各施設のニーズに応じた支援を実施するなど、魅力向上に取り組んでまいります。

また、トレンドにあわせて観光コンテンツの多角化を図り、多様なニーズへの対応に取り組んでまいります。

さらに、観光客受入環境整備費補助金を活用することで、事業者による観光DXの取組を推進してまいります。

(要望)

## 5. 地域医療への財政的支援について

医療機関の経営難が深刻化している中、神奈川県病院経営緊急対策会議が立ち上がったが、根本的な解決には診療報酬の大幅な見直しが必要である。診療報酬の早急な改定を国へ強く要望すること。

また県は、令和7年度一般会計補正予算案に病院経営緊急支援事業費として、救急病院に対する給付金の支給を計上していることは評価するが、十分とは言えない。その他の病院や診療所等を含む医療機関への県独自の財政的支援の拡充を検討すること。

(回答)

県では、医療関係者や有識者の御意見も踏まえ、特に県民の皆様への影響が大きい救急医療を提供する病院に対する緊急的支援金等を令和7年9月補正予算として計上し、支援を行っています。

また、物価高騰に対し、必要十分な報酬改定を行うよう繰り返し国に要望しています。令和8年度に向けても国への要望や、必要な対策について検討してまいります。

(要望)

## 6. 障害者入所施設のあり方について

独立行政法人化が進む中で、千葉県において中井やまゆり園の元利用者の死亡事案が発生した。2025年9月時点の施設入所希望待機者数は約750名であり、入所施設が不足している状況が続いているが、県が定めている入所施設の床数の総量規制は20年近く改定されていない。そのため、地域の実情に応じて見直しを検討すること。併せて、障害者施設への民間施設も含めた入所調整スキームの構築が急務であるため、県と市町村が連携したスキームをつくること。

当事者や家族の命と暮らしを守るため、県立障害者施設は措置入所や短期入所など、セーフティネットとしての役割を果たすこと。また、独立行政法人神奈川県立福祉機構においてもその役割を継続すること。

(回答)

県では、当事者目線の障害福祉の実現に向け、施設入所者が多様な住まいの場を選択し、地域にある様々なサービスを組み合わせるよう各種障害福祉サービスの基盤整

備を進めながら地域生活への移行を推進しております。

引き続き、県障害福祉計画に見込んだ数値目標の達成に向けて、サービス基盤の整備に努めてまいります。

今回の障害者支援施設や障がい者グループホームの利用を希望する方の実態調査の結果を踏まえ、現在、市町村支援、緊急時の仕組みづくり、障害者支援施設の利用の仕組みづくり、社会資源の機能強化といった個別の対応策について、検討を進めています。今後も毎年10月から12月にかけて実態調査を実施し、必要な対応を検討していきます。

また、県立施設においては、施設入所だけに依らず、短期入所の利用やその他助言、情報提供、関係機関へのつなぎといった支援を通じて、地域の重度障害者等を支援する拠点施設として、地域で暮らす障害者の生活を支えていくこととし、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構においても、寄り添った支援を継続してまいります。

(要望)

#### 7. 脱炭素社会の実現に向けた厳格な効果検証と取組について

県は2024年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を改定し、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を本計画の長期目標として明確に位置付け、それに向けた中期目標として「2030年度までに県内の温室効果ガス排出量を50%削減(2013年度比)」を目指すとしている。

しかしながら「新かながわグランドデザイン評価報告書2024」における「脱炭素・環境」の評価は、国より県内の温室効果ガス排出量の削減割合が4%も低いにもかかわらず、県は「概ね順調に進んでいる」とするなど、評価と見通しが甘いと言わざるを得ない。

県がこれらの目標を達成するためには、ペロブスカイト太陽電池やグリーン水素といった新しい技術を取り入れた再生可能エネルギーのさらなる普及はもちろんのこと、ブルーカーボン等の検討を活かした各施策のロードマップを明確に「見える化」する必要がある。県として、これらの導入に係る積極的な支援を進め、脱炭素社会の実現に向けた厳格な効果検証を行うとともに、再資源化事業等高度化法を踏まえ、民間事業者への周知等を促進し、取組を着実に実施すること。

(回答)

「神奈川県地球温暖化対策計画」では、「部門別ロードマップ」を盛り込んでいますが、施策の大きな方向性等を提示したものであり、脱炭素の取組を進めていく上で、国や企業の動向等も含めて、可能な限り目標達成に向けた道筋を示していくことは重要です。

現時点の道筋については、2022年度までの削減ペースが継続した場合、2030年度には約40%程度の削減にとどまる見込みですが、今後の集計では、京浜臨海部における大規模排出事業者の設備休止による大幅な削減が見込まれるとともに、2025年度から住宅トッパー制度の見直しがなされたこと、2026年度からは全国で排出量取引制度が本格導入されること、本県でも実証事業等を行っている次世代型太陽電池等の新技術の導入拡大に向

けた取組が進行していることなど、削減ペースの加速化が期待されます。

また、具体的な取組ですが、再生可能エネルギーの導入について、2025年度、補助事業等の大幅な強化を行っています。併せて、次世代型太陽電池についても、2025年度、実証事業を実施し、早期普及の後押しを図っています。

ブルーカーボンの取組のうち磯焼け対策については、大量生産した早熟カジメやアカモクを、ダイバー等との協働により移植することで、藻場再生の取組を加速してまいります。

併せて、国の漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業を活用し、食害生物の除去活動などの藻場再生の取組を行う民間活動組織に対して、現場での作業指導・技術的な助言や活動に対する支援等をしてまいります。

県では、毎年、地球温暖化対策計画の各種取組の進捗を確認し、その結果を公表しています。今後は、過去の削減実績だけでなく、今後の削減が期待される取組等についても記載するなど、50%削減に向けた道筋をイメージしやすいよう、工夫してまいります。

なお、当該計画については、2027年度に中間見直しを行う予定です。

再資源化事業等高度化法については、廃棄物処理業者や排出事業者向けの講習会等の中で周知を行い、資源循環の取組を促進してまいります。

(要望)

## 8. 米国関税及び日産自動車生産縮小への対応について

米国による関税措置は、我が国の産業全体に広範な影響を及ぼすことが懸念されてきた。こうした中、日産自動車は、追浜工場での車両生産を2027年度末に終了するとともに、日産車体湘南工場への生産委託も2026年度末をもって終了することを発表した。

本県には、日産関連企業が約2,000社存在するとされ、今後、業態転換や取引縮小など、地域経済や雇用に深刻な影響を及ぼす事態が想定される。

については、県は、日産本社や関係市町と緊密に情報を共有し、影響の把握と対策を迅速かつ丁寧に進めるとともに、地域経済の安定と雇用維持に向け、県が主体となって必要な支援策を講じること。

(回答)

米国関税及び日産自動車生産縮小への対応については、国、県、関係市や支援機関で構成する「米国関税及び日産自動車生産縮小に関する対策協議会」を令和7年6月に設立し、支援施策の共有や影響の把握などに取り組んでいます。

また、関係行政機関における情報共有等を行い、連携した対応を図ることを目的に、国・神奈川県・横浜市・横須賀市が合同で、産業労働局長を本部長とした「日産自動車株式会社追浜工場の車両生産終了に係る関係行政機関連携本部」を設置し、令和7年7月の第1回会議では、日産自動車エスピノーサ社長からの現状報告や、意見交換を行いました。

さらに、連携本部の下部組織として、関係行政機関及び日産自動車の実務者による「地域経済部会」及び「雇用部会」を設置し、地域経済及び雇用に係る情報収集や課題の検討

を行っています。

今後も、関係機関と連携し、必要な支援策を検討してまいります。

(要望)

#### 9. 県営水道の信頼性向上と漏水事故防止対策の強化について

本年、藤沢市および鎌倉市において、水道管の漏水事故が相次いで発生し、断水や道路冠水など住民生活に深刻な影響を及ぼしている。特に鎌倉市浄明寺における事故では、分岐部のボルトの腐食により約1万戸が断水し、交通障害などの二次被害も確認された。

こうした事案は、管路の老朽化が原因であると認識しており、公共インフラとしての水道管の信頼性確保が喫緊の課題である。今後は、管路更新計画の見直し、漏水検知技術の導入、施工履歴のデジタル管理、断水時の住民支援体制の強化など、多角的な対策を講じることで、県民の安全・安心な生活基盤の維持を図る制度整備を行うこと。

(回答)

令和7年6月に発生した鎌倉市内における漏水事故やその直後の藤沢市内での漏水事故により、铸铁管の更新は急務であると改めて再認識するとともに、国からも全国の水道事業者に対して铸铁管の更新計画の策定が要請されていることから、県営水道では、令和8年1月に铸铁管に特化した更新計画を策定し、铸铁管の更新を重点的に進めてまいります。

また、そのほかにも、民間事業者とAIやIoTを活用した漏水調査技術の共同研究や、県営水道区域内の市町と連携して大規模断水時に備えて応急給水に必要な加圧給水車を追加配備するなど、引き続き県営水道使用者等の安全・安心な生活基盤の維持を図る取組を進めてまいります。

(要望)

#### 10. 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法への対応について

本年の通常国会で可決・成立した、いわゆる「給特法」等の一部改正法は、2026年1月および4月に施行される予定である。

この改正により、本県内で勤務する教職員も、給与の処遇改善、学級担任加算、主務教諭制度の導入など、さまざまな影響を受けることが想定される。

これらの制度を現場に定着させるためには、限られた準備期間の中で、現場の声を丁寧に聞き取りながら進めることが不可欠である。私たちは、神奈川県らしい制度運用を期待している。

一方で、学級担任加算や主務教諭制度については、現場から「加算による教員間の摩擦」や「制度の必要性」に関する懸念の声も上がっており、教育の質向上につながるのか不安が残る。

については、給特法等改正に伴う本県の施策運用にあたっては、現場の意見を十分に反映

し、教員間の摩擦が生じないよう最大限の配慮を行うこと。

(回答)

令和6年3月になされた、働き方改革に関する若手教員プロジェクトチームの提言では、現場の思いとして、職務の負担や職責に応じた手当など、メリハリのある処遇改善を求める意見がありました。

教員の処遇改善に当たっては、法改正の趣旨を踏まえながら、本県の学校現場の実情に即して、適切に行うことが重要と考えています。

そこで県教育委員会では、国が小・中学校の通常学級のみを対象としている、学級担任加算について、特別支援学級も対象とすることとしました。

また、県立高校の学級担任に加え、インクルーシブ教育実践推進校における支援担任も対象とすることとし、令和8年1月から運用を開始しています。

県教育委員会としては、こうしたことにより、教員の業務実態や、学校現場の意見を踏まえながら、神奈川の実情に応じた、適切な処遇改善に取り組んでまいります。

(要望)

常任委員会別要望

総務政策常任委員会

#### 1. 米軍基地問題と日米地位協定の改定について

沖縄に次ぐ基地県である本県において、米軍に起因する数々の問題に対して県民の不安は依然として解消されていない。日本の安全保障環境が厳しさを増す中でも、地域住民の安心確保は不可欠である。

そこで、以下2点要望する。

(1) 渉外知事会を通じて、引き続き日米地位協定改定、基地整理・縮小・返還を国に要望すること。

(回答)

県は、「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」を通じて、米軍基地の整理・縮小・早期返還、国内法令の適用を含む日米地位協定の改定等を国に求めており、引き続き働きかけてまいります。

(要望)

(2) 自治体が抱える課題を整理し、広報・教育活動を強化して世論の啓発・理解を深めること。

(回答)

県は、「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」が作成している米軍基地問題に関するパンフレットやホームページを通じて、日米地位協定の改定に向けた広報を行っています。今後とも関係自治体と連携し、世論の啓発に取り組んでいきます。

(要望)

## 2. 補助金申請手続の適正化・再発防止について

2025年、本県の国庫補助金申請手続に不備があり、国からの補助金約1億3千余万円が交付されない事案が発生した。こうした問題は、県民の信頼を損なうとともに、貴重な財源を失う深刻な事態であり、再発防止が強く求められている。

そこで、以下2点要望する。

(1) 補助金申請・執行手続に関する内部管理体制を強化し、再発防止に取り組むこと。

(回答)

御要望の点については、受渡簿を整備し、書類の紛失防止を図っております。また、国費事務に係るマニュアルを順守した業務遂行の徹底に加え、年度末の事務処理における留意事項を含めた引継書を作成し、確実に業務を引き継いでまいります。さらに、国費事務担当者向けの研修を実施し、国費の支払いに係る基本的な知識や、年度末事務における留意点を全庁的に周知することなどにより、補助金申請・執行手続に関する内部管理体制を強化し、再発防止に取り組んでまいります。

(要望)

(2) 執行後の確認体制の充実を図り、補助金執行における透明性と適正性を確保すること。

(回答)

御要望の点については、会計課において、国の官庁会計システム（ADAMS）から出力する帳票に基づき確認の徹底を図るほか、事業所管局においても、会計課が提供するADAMSのデータにより、請求漏れがないか確認してまいります。また、デジタル技術を活用して、国費請求書等の受渡日、支払金額、支払日等について、会計課及び事業所管局の双方が常時、確認できるシステムを構築してまいります。

(要望)

## 3. 特別自治市構想について

特別自治市構想は、県と政令指定都市との関係を大きく変えるだけでなく、県全体の行政体制や財政運営、住民サービスのあり方にまで重大な影響を及ぼす構想である。したがって、政令指定都市と県との間だけで非公開的に協議を進めることは許されない。直接影響を受ける県民一人ひとりにも公開される場を設け、透明性を確保した上で、三政令指定都市だけでなく、県内の他の市町村も議論に参加し、幅広く多角的な議論を行うこと。

(回答)

特別自治市構想については、県の総合調整機能に支障が生じるほか、県内全域で現行水準の行政サービスが提供できなくなるなど、その他市町村の行政運営や県民生活に大きな

影響が及ぶことが懸念されます。

そのため、この構想に関し、3政令市との間で協議していくに当たっては、公の場で他の市町村も議論に参加できるよう調整してまいります。

(要望)

#### 4. 市町村のデジタル化支援について

標準準拠システムへの移行期限（2025年度末）が迫る中、市町村のデジタル化に必要な多額の費用は財政負担への懸念が大きいため、標準化に伴い発生する費用全般に対し、自治体の負担が生じないよう国に働きかけること。

また、2026年度以降に移行する自治体についても、同様の財政支援が確実に講じられるよう国に求めること。

(回答)

標準準拠システムへの円滑な移行を支援する「デジタル基盤改革支援補助金」については、相当数の地方公共団体において、補助基準上限額の大幅な超過が見込まれることから、予算の大幅な拡充や補助上限額の見直し、交付対象の拡大等により、必要額を確実に措置するよう、国に要望しています。

また、令和7年度末までに移行が終了しないことが具体化したシステムについて、国は情報システム標準化基本方針を改定し、概ね5年以内に移行できるよう、積極的に支援することとし、移行経費への補助財源である「デジタル基盤改革支援基金」の設置年限（令和7年度末）についても、システム標準化法を改正し、令和12年度末まで延長しています。

(要望)

#### 5. ふるさと納税への対応について

ふるさと納税制度は、本来、都市部から地方への税源移転を通じて地域間の財政格差を是正し、地域活性化を促進することを目的として創設されたものである。

しかし近年、一部自治体において高額かつ過度な返礼品を用いた寄附獲得競争が常態化し、本来の趣旨を逸脱した状況が続いている。その結果、本県および一部県内市町村では、税収減が拡大し、住民サービスの維持や地域施策の推進に支障をきたす事態となっている。

そこで、以下2点要望する。

(1) 返礼品競争を抑止するための制度改革（返礼品の基準厳格化、税額控除制度の見直し等）を国に要望すること。

(回答)

全国的に返礼品目的の寄附が主流になってしまっていることが要因の1つとなり、本県におけるふるさと納税の減収影響は、年々増加し、財政に与える影響は無視できないものとなっています。

現状の制度では、高所得者ほど税額控除の上限が高く、より高額な返礼品を受け取るこ

とができる仕組みとなっており、これが返礼品目的の寄附を助長する要因になっています。

このため、本県と同じように減収影響が大きくなっている九都県市とともに、税額控除の上限設定や、寄附額に占める返礼品や募集経費の割合引き下げなど、制度の見直しを国に要望しており、引き続き働きかけてまいります。

(要望)

(2) 不交付団体への補填措置の拡充を国に求め、減収による住民サービス低下を防止すること。

(回答)

ふるさと納税制度については、都市部の地方自治体において税収減が大きくなっており、財政に影響を及ぼしているという指摘があります。

このため、県では、特例控除額に定額の上限設定をすることや、ワンストップ特例制度により個人住民税から控除している所得税控除分相当額を地方特例交付金により全額補填することなどについて、九都県市首脳会議等を通じて要望を行ってきたところです。

今後も御要望の趣旨を踏まえ、ふるさと納税制度の見直しについて、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

(要望)

## 6. 若年層の投票参加促進と期日前投票所の拡充について

今夏に実施された参議院議員選挙において、県立高校2校に期日前投票所が設置されたことは、若年層が政治や選挙に触れる機会を増やし、投票行動への関心を高める画期的な取組であった。今後の主権者教育の推進、投票率向上の観点からも、こうした取組をさらに発展・拡大していくことが求められる。

そこで、以下2点要望する。

(1) 県立高校に留まらず、大学、公共施設など、若年層が集まりやすい場所への期日前投票所の設置を市町村選挙管理委員会と連携し、段階的に拡大すること。

(2) 若年層が参加しやすい投票環境を整備し、県全体の投票率向上につなげること。

(回答)

市区町村選挙管理委員会に対し、選挙が実施されるたびに期日前投票所の積極的な検討を依頼してきました。また、令和7年参議院議員通常選挙では、県立高校2校に県内では初めて期日前投票所が設置されたほか、令和6年衆議院議員総選挙に引き続き、若者が利用しやすい商業施設に同投票所が設置されました。

今後も、市区町村選挙管理委員会の状況を考慮しつつ、連携を図りながら、投票所の増加も含めた有権者の投票機会の更なる確保を図ってまいります。

(要望)

## 7. 公契約条例の制定について

公共調達における公正労働の確保は、地域で働く人々の適正な労働条件を保障し、ダイバーセント・ワークを実現するために不可欠である。また、公共事業の多くを担う地元中小企業にとっては、適正な価格転嫁を可能とする仕組みを整える重要な取組でもある。

しかし、県が開催する「公契約に関する協議会」は不定期にとどまり、賃上げや最低賃金、請負契約の課題に十分対応できていない。

そこで、以下2点要望する。

- (1) 賃金実態調査を継続し、条例制定の必要性を検討すること。

(回答)

令和6年5月の「公契約に関する協議会」からの報告書では、県が今後、公契約のあり方について検討するに当たり今後も取り組むべき課題の1つとして、「賃金実態調査の継続とデータの蓄積」が指摘されており、県は、この課題への取組を引き続き進めていった上で、条例制定が必要な新たな課題が生じてきた場合には、その検討も進めてまいります。

(要望)

- (2) 協議会を定期的開催し、政労使が意見交換を行い、最低賃金や契約実態を踏まえた議論を進めること。

(回答)

令和6年5月の「公契約に関する協議会」からの報告書では、理念条例については、条例化の必要性について意見が分かれていましたが、賃金条例については、今日時点では公契約条例により賃金を下支えする状況にはないとの結論でした。

今後、県は、2024年問題への対応結果や影響が明らかになった段階で、それまでの間の労働環境や社会情勢の更なる変化も踏まえた上で、公契約の制度や条例のあり方などを検討してまいります。

(要望)

## 8. 成年後見人等への通知送付先一括登録・窓口一元化の推進について

県内の一部市町村で実施されている「成年後見人等への通知書の送付先住所変更一括登録制度」は、成年後見制度の実効性を高め、本人の権利擁護や行政の効率化に資する重要な仕組みである。「送付先住所変更一括登録制度」が神奈川県下の市町村全域で導入・運用されるよう、必要な予算措置を図ること。

(回答)

御要望の通知等の送付先を成年後見人等に一括して変更する制度は、後見人等だけでなく、行政にとっても有益な取組であると考えておりますが、市町村での各種届出等の処理については、それぞれの市町村の責任で運用しているものであり、県として予算措置を行うことは考えておりません。

県で実施する市町村担当者会議等において先行自治体の事例を紹介するなど、各市町村に検討を促してまいります。

(要望)

## 防災警察常任委員会

### 1. 女性の視点に立った避難対策について

これまで全国各地で発生した大規模災害において開設された避難所では、女性、高齢者、子ども、障がいのある方など、いわゆる要配慮者への対応が十分でない運営が行われた事例が散見されている。その結果、性被害の発生をはじめ、災害関連死や疾病の増加、さらには生活上の様々な課題が多発したことは、広く認識されている。

多くの地域社会において女性は、子育てや介護、地域でのコミュニティを通して支えあい様々な経験値と知識をしっかりと蓄えてきた。その力を生かし、女性の視点に立った避難対策を早急に推進するためには、まず自治体の防災セクションに女性職員がより多く配置され施策の企画立案に女性目線でしっかりと関与していくことが重要である。

以上を踏まえ、現在 14.4%である県くらし安全防災局女性職員の比率を他局並みに引き上げていくこと。また、女性防災アドバイザーが中心となって開催している避難所運営講習会を更に有意義なものにするために、女性の職員や県民に広く行き渡らせられるよう工夫していくこと。

(回答)

防災部局の職員は、夜間や休日を含めた対応が求められる中でも、安心して働いてもらえるよう、当直環境の改善等を図るとともに、職員の意向を踏まえ、防災行政に意欲ある女性職員の配置に向けて、防災部局と人事当局が連携して取り組んでまいります。

また、避難所運営講習会については、令和7年度から自治体の防災担当職員のみならず、福祉部門や自主防災組織、NPOなど避難所運営にかかわる多様な方々が参加できるよう、参加者の拡大を行うとともに、女性や子どもの対応など近年の避難所運営の課題を踏まえ、講義内容の充実を図る予定です。

なお、参加方法について、対面だけではなく、オンライン配信も予定し、広く行き渡らせられるよう工夫しております。

(要望)

### 2. 多様性を踏まえた地域防災体制の構築について

本県には、外国にルーツを持つ県民をはじめ、社会的少数者が在住・在勤しており、地域社会の多様性が一層進展している。能登半島地震の教訓を踏まえ、地域防災計画の改定、防災訓練、避難所の運営等を実施するにあたっては、意思決定の場を「社会の縮図」として構成することが極めて重要である。具体的には、女性や子ども、障がい当事者、性的マイノリティの支援団体、外国籍県民など、災害時に脆弱な立場に置かれやすい当事者やそ

の支援者の地域防災体制への参画を促し、多様な視点を計画・運営に反映させる必要がある。

今後は、こうした多様性を十分に踏まえ、より柔軟かつきめ細やかな対応が可能な防災体制の構築を進めること。

(回答)

県では、様々な立場の県民目線から、新たな地震防災戦略の検討を進め、障がい当事者や関係団体へのヒアリングを行い、意見の反映に努めました。

また、地域防災計画や地震防災戦略を策定する「神奈川県防災会議」には、女性や外国籍県民の関係団体や社会福祉協議会、自主防災組織の代表者などが構成員となっており、戦略や計画の改定に当たっては、丁寧に調整を行い、意見の反映に努めています。

さらに、市町村の避難所運営の参考となる県の「避難所マニュアル策定指針」には、避難所運営に女性や要配慮者が参画することや、避難所運営に当たっての要配慮者等への配慮事項などを盛り込んでおり、今後も、内容の充実に努めてまいります。

(要望)

### 3. 富士山噴火対策の充実について

2023年3月に改定された富士山火山避難基本計画では、住民の暮らしを守り、地域社会を継続させるため、安全が確保できる場合に限り、隣接市町村への避難も採用されている。同じく2024年4月に策定された神奈川県富士山火山広域避難指針では、災害対策基本法に基づき、避難を必要とする市町があらかじめ隣接市町または県内外の自治体と避難者の受入について調整・協議を行うことが望ましいとしており、広域避難に係る協議及び避難先の確保は、基本的に市町が行うこととしている。こうした中、国は2025年3月に「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」を公表したところである。

新たに国から示された降灰対策を進めるため、在宅避難を想定した備蓄のあり方や降灰量に応じた広域避難の考え方、手法などを、市町村とともに検討し、県の指針に速やかに反映すること。

(回答)

県では、令和5年3月に、溶岩流からの広域避難の考え方や手順を整理した「富士山火山広域避難指針」を策定し、市町村と共有してきました。

また、降灰については、令和7年3月に、国が富士山噴火時の首都圏における広域降灰対策として、「住民はできる限り自宅にとどまり生活を継続すること」、「木造家屋の倒壊の危険がある降灰量30センチ以上の地域は原則避難」とするガイドラインを公表しました。

現在、在宅避難を想定した備蓄と、降灰量に応じた広域避難の考え方や手法などを、県内市町村と検討しており、令和7年度中に「神奈川県富士山火山広域避難指針」に反映していくとともに、国のガイドラインの公表を受け、令和8年度中に、山梨・静岡・神奈川の三県で構成する富士山火山防災対策協議会において、各地域の実情に応じた共通の降灰

対策に関するガイドライン策定を検討してまいります。

(要望)

#### 4. 防災意識の普及・啓発及び防災力強化について

近年多発する地震・豪雨・河川の氾濫・土砂崩れなどの大規模災害に備えるために防災意識の普及・啓発及び防災力強化は喫緊の課題である。県民一人ひとりの防災意識を向上させるために神奈川県総合防災センターの担っている役割を強化し、より多くの県民に活用されるよう体験コーナーのメンテナンスを随時徹底して行うこと。

また、神奈川県総合防災センターに訪れることが困難な人々が、防災教育を受けられる仕組みをつくること。

併せて「県民シナリオ」を基に、県民一人ひとりが関心のある情報を検索できる「私の被害想定」が誕生したが、作成時に協力してもらった要配慮者やその家族の方々に作成物の検証を行ってもらい内容はもちろんのこと、使い勝手や周知方法などの精度を高め、いざという時に十分に活用できるものとなるよう取組を強化すること。

(回答)

総合防災センターは、災害疑似体験が可能な防災教育施設として、令和6年度は4万2千人以上の方にご利用いただいておりますが、利用を促し、防災意識を効果的に高めるために、継続的な見直しを行うこととしております。令和5年度は、津波・土砂災害や浸水害からの避難行動を仮想体験できる災害体験VRコーナーを新設、令和6年度は、従来の公衆電話に加え、スマートフォンや固定電話を利用した通報体験ができるコーナーを増設、令和7年度は、消火体験コーナーの映像等のリニューアルを予定しております。今後も、体験コーナーのメンテナンスを継続して行い、防災教育機能の維持・充実に取り組んでまいります。

また、総合防災センターに訪れなくても防災知識の習得が可能なツールとして、令和7年10月に防災冊子「神奈川県防災」を発行し配布するとともに、ホームページにも掲載しているほか、地震発生時や被災後の避難生活で取るべき行動などをスマートフォンから学べる啓発動画の作成などにも取り組んでいます。

さらに、「私の被害想定」は令和7年度末の完成に向けて現在開発中ですが、完成後は県民の皆様にご利用いただけるよう積極的な周知等に取り組んでいきます。

(要望)

#### 5. 市町村消防の広域化、連携及び協力について

近年では、人口減少・高齢化の進展に伴う救急需要の高まり、大規模災害の激甚化・頻発化が大きな問題となっている。こうした社会環境の変化に的確に対応するため、総務省消防庁では、市町村消防の広域化、連携及び協力を推奨している。

消防の広域化には、初動体制の強化及び迅速な出動、人員配置の効率化による現場活動

要員の増強、資機材の効率化による財政的負担軽減などが言われており、そのスケールメリットを活かし、消防力の維持・強化のための消防体制の構築を図ることができる。また、県内で消防機能の広域化に取り組んでいる自治体も存在し、一定の成果があったととらえている。

本県は、三政令市から町村まである広域自治体であるが、必要とされる自治体間を結びつけることで、上記のようなメリットを享受できる。また、消防指令センターの共同運用は、全国的にも広まりつつある施策である。

そのため、県内でも先行している自治体もあるが、希望する自治体が参加できるように、全県一元的な枠組みについて検討すること。

(回答)

県では、消防組織法の改正を受け、平成20年に「神奈川県消防広域化推進計画（以下、「計画」という。）」を定め、この計画で政令市域を除く県域を5つの地区に分け、消防の広域化や消防指令業務の共同運用を推進しております。法に基づく消防の広域化は、市町村の自主的な取組を前提としているため、計画の5つの地区は、市町村の意向や地域における消防の連携の実態などを踏まえて設定しております。

この計画に基づき、県は、広域化に係る課題の解決に向けた調整や広域化を促進する補助制度の創設などを通じて、市町村の自主的な広域化への取組を支援しており、すでにこの計画の枠組みの中で、4つの組合せでの広域化、4つの消防指令業務の共同運用が実現しております。

県としては、引き続き、この計画に基づく広域化、消防指令業務の共同運用の促進を図ってまいります。

(要望)

## 6. 特殊詐欺及び消費者被害撲滅に向けた取組について

特殊詐欺については、県警察や県くらし安全防災局等による継続的な取組により、一定の被害抑止効果が見られるものの、依然として多くの被害が発生しているのが現状である。近年では、手口の巧妙化により、詐欺と断定しにくい、あるいは被害者が詐欺と認識しづらい消費者トラブルも増加傾向にあり、不要品の買い取りを口実とした訪問購入や、屋根工事を装った点検商法などが典型例である。こうした被害の根絶に向け、引き続き対策の強化が重要である。

そこで、以下2点要望する。

(1) 県警察および県くらし安全防災局は、被害者を一人でも減らすため、あらゆる手段を視野に入れた撲滅対策を継続・強化すること。

(回答)

県では、後を絶たない特殊詐欺の被害を防止するため、関係機関等と連携し、県ホームページやX（旧 Twitter）をはじめ様々な媒体を活用した広報啓発や、防犯キャンペーン

等を通じた注意喚起を行っています。加えて、犯人と被害者との物理的接触を断つための有効なツールである迷惑電話防止機能付き機器の購入に対する補助制度について、令和7年度2月補正予算において所要の措置を講ずるなど、特殊詐欺被害防止対策を更に強化して推進してまいります。

また、悪質な点検商法に対しては、被害の未然防止・拡大防止を図るため、ホームページや毎月発行する「かながわ消費生活注意・警戒情報」などで、繰り返し注意喚起を行ってきたほか、典型的な勧誘トークや、対処方法を記載したチラシを作成し、市町村や自治会、イベント等を通じて、消費者に配布しています。

特に屋根工事の点検商法に関しては、住宅リフォーム関連の事業者団体と共同して啓発チラシを作成し、団体を通じて消費者へ配布するなど、多面的な注意喚起を図っています。

加えて、不当な取引行為を行う訪問購入事業者や屋根工事の事業者に対しては、今後も法令に基づき、厳正な指導・処分を実施していきます。

県警察としては、あらゆる機会を通じて、高齢者だけでなく、子供・孫世代に対しても、注意喚起を実施するほか、関係機関・団体と連携し、官民一体となった特殊詐欺撲滅対策を推進してまいります。

また、訪問購入や点検商法等の特定商取引等事犯に対しては、関係機関・団体と連携した被害の実態に係る情報収集、被害の状況に応じた注意喚起等に努めるほか、被害の最小化に向けた取締りを推進してまいります。

(要望)

(2) 県警察は、法と秩序の維持のため、悪質な事案に対しては厳正に対処すること。

(回答)

県警察としては、特殊詐欺事犯については、上位被疑者への捜査による犯罪グループの壊滅や犯罪収益の剥奪、組織的犯罪処罰法の積極的適用による重罰化の実現等、多角的な視点から犯罪グループの弱体化・壊滅に向けた各種検挙対策を推進してまいります。

また、訪問購入や点検商法等の特定商取引等事犯については、各種警察活動を通じて、事件化に向けた端緒情報の収集を図り、積極的な取締りを推進するとともに、没収、追徴等による犯罪収益の剥奪を見据えた捜査を強力に推進してまいります。

(要望)

## 7. 女性の視点・特性を生かした警察相談受理体制の充実について

県警察においては、本年川崎市において発生した痛ましい殺人事件を踏まえ、女性が被害者となり得るストーカーやDVといった事案に対して、事態が急展開して重大事件に発展することがないよう相談者に寄り添いながら対応することが重要と考える。

この種の事案については、とりわけ女性の視点・特性を生かした相談対応が有効である。

よって女性警察官による相談受理体制の構築及び相談対応のスキルアップ研修の充実のため、福祉部局と連携を図り、ストーカーやDV被害防止に向けた取組を強化すること。

(回答)

県警察としては、警察相談業務の充実を図るため毎年春と秋の2回、警察署住民相談係に新たに配属となった新任職員に対する「新任住民相談係員研修」を開催、また毎年春には警察署住民相談係の責任者に対する「住民相談係長研修」を開催しております。

また、令和7年9月11日には警察本部において「女性専用相談窓口」を試行開設し、10月28日には警察署住民相談係係長に対し、ストーカーやDVなど女性が被害者となり得る事案の対応力向上を目的に県福祉子どもみらい局の担当者を講師に招き「女性相談スキルアップ」と題する講義を含む臨時研修会を開催しました。今後とも担当者のスキルアップを目的に、県福祉部局との連携を図り、ストーカーやDVなど女性が被害者となり得る事案の対応力向上に向けた各種対策を推進してまいります。

(要望)

#### 8. 女性警察官の活躍推進の取組について

近年多様化する犯罪や困難を抱える女性を取り巻く多様で複雑な問題に寄り添った対応をするために、女性警察官の役割は大変重要であり。本県の女性警察官のなり手を増やしていく取組は急務である。そのためには、本県の女性警察官が過酷な訓練や試験を突破し、使命を持ってその職に就いた後に、自身の理想の職務に就き、やりがいをもって県民のために能力を最大限に発揮していく仕組みを拡大していくことが必要である。

そこで女性警察官の管理職が少ない要因を分析し、それを解消するための施策を打ち出し女性警察官が管理職として活躍できる職場環境を整えること。

(回答)

女性警察官や幹部を対象に研修会を開催するなどキャリア形成や意識改革を図っております。

今後とも管理職としての能力や適性がある女性警察官について、積極的に登用してまいります。

(要望)

#### 9. 横断歩道補修予算の引き続きの確保について

県は、「消えかけ白線ゼロ」を目標にここ数年間は予算を増額して対応していることは承知している。しかし、自治体からは、「県での対応が困難であるが緊急を要する修繕については、県と協議の上で市町村が対応することで迅速な対応が可能となると考えられる。」等の声があることも事実である。

こうした自治体からの声も受け止め、引き続き十分な予算を確保し、「消えかけ白線ゼロ」を実現していくこと。

(回答)

横断歩道などの道路標示の補修については、公安委員会の権限に基づき県警察が実施するものであり、市町村が補修を実施することができるような制度の創設は困難です。県警察では、必要な予算の確保を図るほか、道路標示の補修については、必要性や緊急性を考慮した上で、優先順位の高い箇所から補修を実施しています。

(要望)

## 文化スポーツ観光常任委員会

### 1. 県民ホールの本館の再整備について

県民ホールの再整備に当たっては、これまで以上に多くの方に文化芸術を楽しんでいただける施設にしていくのはもちろんのこと、まちづくりの一環として、にぎわいの創出につながるような工夫、さらには地域の防犯や防災の視点を取り入れること。

また、県民ホールには長い歴史があり、パイプオルガンや壁面サインなどレガシーとなりうるものも様々あり、一度壊したり処分したりしたものは復元できない場合もあるため、残すべきものはしっかりと保存、活用すること。

さらに、県民ホール再開は直ちにはではないため、県民ホールが忘れ去られない工夫が必要である。工事中の進捗状況の写真や動画などSNSを活用して周知すること。加えて、工事中であっても、観光に立ち寄りたくなるようなスポットとなり、間接的であっても経済効果が生まれるような工夫をしていくこと。

そして、旧看護に県内すべての地域を舞台として事業を展開する際には、市町村との連携を緊密なものとし、地域に偏りなく幅広い地域で実施すること。

(回答)

新たな県民ホールでは、国内外の優れたオペラやバレエ、クラシック音楽などのほか、ポップスやロックの公演、展覧会など、多彩な催しを開催し、県民に質の高い文化芸術を提供していきたいと考えています。また、現在策定中の「県民ホール本館再整備基本構想(素案)」には、カフェやレストラン、展望スペースなど地域の賑わいづくりにつながる機能の整備、災害時の避難所機能の整備などを検討していくことが盛り込まれています。

パイプオルガンについては、より多くの県民に楽しんでいただけるよう、誰もが気軽に立ち寄れるパブリックスペースへの設置など、継承していくための様々な可能性を検討していくこととしています。同様に壁面のサインについても保存可能な手法がないか、引き続き費用面も含めて検討してまいります。

休館中の取組としては、県民ホールの周囲に設置したフェンスに、これまでの県民ホールの歩みを象徴する写真等を掲示しており、SNSで取り上げられるなど地域の賑わいづくりに、一定程度貢献していると考えています。休館中の広報については、今後も、再整備の状況を適宜発信するとともに、経済効果の視点も踏まえた工夫を重ねてまいります。

また、現在、県民が気軽に文化芸術に触れることのできる機会を確保するため、県内各

地で、会場の規模や機能、地域のニーズ等を考慮しながら、多彩な事業を展開していますが、休館後も市町村との協力関係を活かして事業を実施していきたいと考えています。

(要望)

## 2. 地球市民かながわプラザについて

地球市民かながわプラザが、国際理解や多文化共生の浸透を図るという施設の目的を果たすためには、施設が適切に管理され、展示内容が定期的に更新されることが重要である。展示内容については一定期間の年数で見直していくという答弁が議会であったが、国際情勢、世界において様々な紛争が起きている現状の中で、そういう点も適切に反映していくことでより県民の役に立つ施設になっていくように取り組むこと。

また、県として指定管理者の運営状況を定期的に確認し、しっかりと指導、監督していくこと。

(回答)

地球市民かながわプラザにおける展示内容の更新については、次期指定管理業務より展示データ等の年間の更新件数を明確に定め、定期的に更新されるよう見直しを行いました。

また、国際理解や国際平和などに関し、最新の国際情勢などを踏まえた新たな展示を毎年追加することで展示の一層の充実を図ることとしています。

今後も、指定管理者の事業の実施状況について、県として適宜確認を行い、適切に展示内容の更新が行われるよう指導、監督することで、適正な施設の管理を進めてまいります。

(要望)

## 3. 多文化共生に向けた取組について

現在、日本のルールやマナーを理解していない外国人により、地域住民との軋轢も生じてしまうことが懸念される。県として多文化共生社会の実現を目指すためにも、その地域の文化が基礎にあって、その上に多文化共生が作りあげられるものという点に留意し、地域を基礎とした考えで施策を進めること。

また、県は当事者目線をもって、異なった文化の地域で生活することを自分事化し、自分がその状況になった時に、どのようなサポートが必要か、どのような仕組みがあれば助かるかなどを考え、多文化共生の取組を進めること。

(回答)

県では、外国籍県民向けに、日本の生活ルールや社会制度を学ぶことができるセミナーや、初心者向け日本語講座において生活オリエンテーションを実施しています。

また、「外国籍県民かながわ会議」から提出された提言を受け、施策への反映について検討を行い、施策化や検討状況について県のホームページで公表しています。

言葉の不自由な外国籍県民の困りごとに多言語で対応する「多言語支援センターかながわ」や通訳支援事業等に取り組んでいますが、今後も外国籍県民が安心して暮らせるよう、

当事者目線で多文化共生の地域社会づくりを進めてまいります。

(要望)

#### 4. スポーツ基本法改正と神奈川県スポーツ推進計画の改定について

今回の神奈川県スポーツ推進計画の改定は2040年を目標年度にするということであるが、スポーツ基本法の改正内容、とりわけ国や自治体の新たな責務としてあるスポーツ選手への暴力や盗撮、SNSによる誹謗中傷の防止について、選手の競技環境が妨げられないよう、市町村や学校、スポーツ団体、企業などと連携し、県がしっかりとスポーツ推進計画に盛り込むこと。

(回答)

スポーツ基本法の改正内容については、令和7度中に策定予定の「第2期神奈川県スポーツ推進計画」に適切に盛り込んでまいります。

また、スポーツ選手への暴力や盗撮、SNSによる誹謗中傷の防止については、「暴力やハラスメントのないスポーツ環境の推進」を取組のひとつとして第2期計画に位置付ける予定です。

(要望)

#### 5. 障がい者のスポーツ活動の推進について

県では、障がい者が日常生活の中で気軽にスポーツに親しめる環境づくりのために、障がい者向けのスポーツ体験会など、様々な取組を行ってきたことは承知しているが、障がい当事者の日常の運動やスポーツ活動の実現のために常設または定期的に障がい者がスポーツを楽しめる場がないため、そのような場づくりをすること。

また、障がい者がスポーツを通じて余暇活動を充実させるためには、県だけではなく、身近な市町村でも障がい者のスポーツ活動を推進する取組が展開されるよう、県として市町村や障がい者団体を積極的にサポートしていくこと。

(回答)

障がい者がスポーツを楽しむ機会を提供し、また、継続して取り組めるように、県立スポーツセンターでパラスポーツ教室等を実施しております。このパラスポーツ教室では、令和7年度は卓球やダンス、ボッチャやゴールボールなど12種目で27教室、各教室3回から8回、全体で130回の教室を実施予定です。

また、障がい者が日頃生活している身近な地域や環境でスポーツに親しめるように、県立特別支援学校の施設を活用し、在校生や卒業生、地域の障がい者の方を対象としたパラスポーツ教室の実施や、市町村等で開催されるパラスポーツ教室等への講師派遣等を行っております。

スポーツを通じた共生社会の実現を目指して、障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツを楽しめるよう、引き続き、市町村等とも連携しながら取組を進めてまいります。

(要望)

## 6. 健康で豊かなスポーツライフの実現について

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを未来に繋ぐため、県は、善行にある県立スポーツセンターを活用した障がい者スポーツ大会や江の島周辺を活用した国際大会など、大規模な大会の開催誘致に向けて、積極的に取り組むこと。

また、こうした大会を通じ、さらに県立スポーツセンター等県のスポーツ施設が様々な用途で、より多くの県民に利用され、スポーツ活動を充実させることにより、共生社会の推進、まちのにぎわい創出へと繋がるよう、県は地元市と連携してスポーツ施策の展開に取り組むこと。

(回答)

県立スポーツセンターを活用した障がい者スポーツ大会については、例年、「パラ I D (知的障害者) 全日本卓球選手権大会」や、「横浜 F・マリノスカップ 電動車椅子サッカー大会」などが行われています。

また、江の島周辺を活用した大規模な大会については、令和 11 年に群馬県で開催される第 83 回国民スポーツ大会のうち、セーリング競技が湘南港で開催される予定です。

今後も、大規模な大会開催等について相談があった場合は、県有施設の提供等、県としての協力について検討してまいります。

県では、スポーツを通じた地域活性化や共生社会の実現に向けて、市町村、企業、スポーツチーム等との連携を進めており、県立スポーツセンターの宿泊棟を活用した合宿の誘致など、地元市とも引き続き連携を図りながら取組を進めてまいります。

(要望)

## 7. オーバーツーリズム対策について

オーバーツーリズム対策については、市町村だけでは解決できない問題があり、県は地元市町村と連携し積極的に取り組み、とりわけ、オーバーツーリズム対策として効果があると考えられる警備員など人的配置について、現在、観光庁の補助制度が活用できるが、当該補助制度がなくなった後に県として市町村の取組を支援する仕組みづくりをすること。

また、観光データを最大活用し、オーバーツーリズムに困っている地域の実情に合わせた対応策をより積極的に提案するなど、県も地元住民の生活に配慮した施策を行っていることが分かるよう、取組を講じていくこと。

(回答)

オーバーツーリズム対策のための財源については、国に対し、引き続き、国際観光旅客税の地方への配分を要望してまいります。

また、観光客の過度な集中による様々な影響は、地域により実情や要因が異なり、生じる事象も一定ではないことから、一義的には、現地をよく知る市町村が対応するものと考

えていますが、県も、広域自治体として、国や地元市町村と連携して、状況を把握したうえで、地域と一緒に知恵を絞ることや、市町村単独では対応することが難しい、観光データの活用や多言語でのマナー啓発を含む情報発信、観光客の県内各地への分散、周遊を促す取組を行ってまいります。

(要望)

## 8. 外国人雇用に関する規制・制度の整備と情報公開の推進

県内の観光関連団体によれば、インバウンド客の増加に伴い、宿泊業界では人手不足の解消策として短時間アルバイトや外国人労働者の雇用が進んでいる一方で、外国人労働者の紹介に関する制度は不透明な部分が多く、紹介料が過大で、また、入社後一ヶ月で退職しても紹介料が返金されないような悪質な契約が横行していると聞いている。そして、中小零細企業の多い宿泊事業関連業界では、適正な紹介料や契約内容の適法性について認識が不十分であることが大きなリスクとなっている。

そこで、外国人労働者の紹介制度に関する透明性の向上を図り、悪質な業者の排除に向けたチェック体制・認証制度の整備、紹介料の相場や契約事例等の情報提供・公開に取り組むことにより、ホテルや旅館を営む事業者を支援すること。

(回答)

観光振興を図る上で、観光事業者における人材確保解消に向けた取組は必要です。

県には、法律上の指導・監督権限はありませんが、適正な受入れに向けて、国との連絡会議等において、情報共有や意見交換等を行うとともに、外国人を雇用している事業主等を対象とする雇用管理セミナーを国との共催により開催するなど、普及・啓発を図ってまいります。

(要望)

## 9. 観光客の災害対策の策定について

観光危機管理の専門家の協力を得て、人口密集地域特有のリスクや沿岸部における津波のリスクなど、県内の地域特性に応じた課題の洗い出しと対策の検討が進められている。これらの成果物については、市町村と積極的に共有し、観光客を対象とした災害対策の推進を図ること。また、外国人を含む観光客の帰宅困難者対策については、帰宅困難者用一時滞在施設の指定・運営等に関して、市町村と連携して取り組むとともに、関係局と協力して発災時の情報発信を行うことが重要である。さらに、鉄道事業者などの交通事業者や市町村が参加する「県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会」等を活用し、関係機関との情報共有や課題の抽出を行い、具体的な対策を講じること。

(回答)

観光部門の視点に立った地域特性に応じた課題の洗い出し結果等については、適宜、市町村観光部門に共有しています。

災害時においては、市町村の要請に応じて、県の施設を帰宅困難者に開放する体制を整備しております。また、県が作成した「避難所マニュアル策定指針」では、避難所への入所対象者として「地域外から来た者のうち、長期間に渡って帰宅することが困難である者」と明記し、市町村に外国人を含む観光客といった地域外避難者への対応をあらかじめ検討しておくことを周知しています。

県としては、平時から鉄道事業者などの民間事業者や市町村等で構成する協議会を定期的に開催し、課題や情報の共有を図っています。令和7年度は5月に第1回を開催し、停電や通信断絶時の対応などについて、課題の共有や対応策の検討を行いました。

さらに今後、当協議会を臨時に開催し、各鉄道事業者の対応を共有するとともに、帰宅困難者への対応や自治体との連携などについて議論し、今後の対策に活かしてまいります。

(要望)

## 環境農政常任委員会

### 1. 水源環境保全・再生施策について

県は2007年度以降20年間にわたる水源環境保全・再生の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」と、これに基づく「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、現在、2027年度以降の20年間における基本方針と施策の概要を示す「かながわ水源環境保全・再生基本計画」をとりまとめているところである。

しかし同計画には、新たな課題とも言える「山林火災対策」が含まれていないと考える。県は今後、同計画や「水源環境保全税」の継続にあたって、こうした災害対策を含め検討を行い、森林や水質を守ることにについて県民はもちろん、市町村や民間事業者等とも広く議論を重ね、丁寧な説明に努めること。

(回答)

県では、水源環境の保全・再生を図るため、平成17年に策定した「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」が令和8年度末に終了することから、令和9年度以降の水源環境保全・再生施策に係る新たな計画の策定を進めてきました。

県内市町村の要望を受け、令和7年3月に県・市町村首長会議（水源施策関連）を立ち上げて議論を重ね、当該会議及び下部組織である各ワーキンググループ等における議論で出された市町村の意見も踏まえ、令和8年1月に「かながわ水源環境保全・再生基本計画」を取りまとめ、当該計画に、山火事予防の普及啓発など森林火災の未然防止の重要性についても盛り込んでいます。

令和9年度以降も引き続き、当該計画に基づき水源環境の保全・再生に係る取組を進めてまいります。

(要望)

## 2. 環境負荷の少ない暮らしとエネルギーの地産地消を求める取組について

建築物のエネルギー収支を実質ゼロ以下にすることを旨としたZEB・ZEHの普及、推進をはじめ、近年持続可能な航空燃料として注目されるSAFの原料にもなる廃食用油のリサイクルなど、環境負荷の少ない暮らしの推進と、県内エネルギーの自給率向上や地域のセーフティネット機能として、自家発電と蓄電池を組み合わせた自立可能型エネルギーの「地産地消」体制を構築し、災害発生時等の非常時電源ともなりうる次世代電気自動車の導入、配備を進めること。

(回答)

県では、ZEHの導入や既存住宅の省エネ改修に対して補助しているほか、事業者の省エネ設備更新についても支援しています。また、エネルギーの地産地消に係る取組の一環としては、太陽光発電設備や、それと併せて蓄電池を導入する事業の経費の一部を補助しているほか、電気自動車の導入に係る経費の一部についても補助しています。太陽光発電や蓄電池等は、エネルギー自給率の向上に寄与するとともに、災害時の活用も見込まれるため、県としても引き続き支援を進めてまいります。

なお、廃食用油のリサイクルの推進については、県ホームページで紹介しており、引き続き、市町村とも連携して県民への意識啓発を行ってまいります。

(要望)

## 3. プラスチックごみの環境汚染防止について

本県は2023年3月に策定した「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」や2024年3月に改定した「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」において、海岸漂着物等の発生抑制対策を行っているところであるが、海中を漂うプラスチックの微粒子が海面付近から深海まで広く分布し、生態系に影響を及ぼすなど、事態は深刻である。

こうした中で、プラスチック容器に変わる「透明な紙」が新たな技術として開発されるなどの取組もあり、県はこうした動きに積極的にコミットし、必要な財政上の措置を講じるとともに、引き続き、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の補助率を10/10に戻すよう国等に働きかけること。

また、県が率先して県内市町村や事業者等に向けた「製品プラスチックの再商品化」などの啓発活動にも努め、河川等のボランティア支援による清掃も積極的に行っていくこと。

(回答)

県では、プラスチック代替素材の開発や実用化等、プラスチックごみ削減に関する先進的な取組を、オンラインフォーラムを通じて発信しているほか、バイオプラスチック製品の普及に向けて、ベンチャー企業へ財政的な支援を行うとともに、連携して実証事業を行います。海岸清掃の補助金については、引き続き、国に対して、国の補助率を10分の10に戻すよう働きかけてまいります。

また、製品プラスチックの再商品化についても、オンラインフォーラム等で市町村や事

業者等と取組事例を共有しており、引き続き情報発信してまいります。海岸・河川のボランティア清掃については、引き続き、県ホームページ・LINE配信による情報発信などの支援を行ってまいります。

(要望)

#### 4. 水環境保全対策としての有機フッ素化合物の措置について

本県は有機フッ素化合物「PFAS」の水質調査について、公表しているところであるが、PFOS及びPFOAについて、海外では水道水の水質基準値として我が国の水道水質の暫定目標値より厳しい値を設定した事例があることを踏まえ、この解決の一助として、最新の科学的知見の収集及び整理を速やかに行うこと。

また、県は、水質汚濁防止法に基づき実施する水質調査のさらなる「見える化」を行い、企業等に対しても指導、助言できる体制を整備するとともに、市町村の調査に対し、引き続き、国、県による補助制度を創設する等、財政措置を講じるよう、国にも働きかけること。

(回答)

PFOS等に関する海外の水道水質基準の設定事例を踏まえた最新の科学的知見の更なる収集及び整理については、令和7年度から国に対して要望していますが、本県としても引き続き国内外の動向・知見等について情報収集してまいります。

また、水質調査については、水質汚濁防止法に基づき県内の実態把握を進めており、毎年度、県ホームページで速やかに調査結果を公表しています。さらに、指針値を超過した場合は、国の「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」に従い、地元市町村と連携して周辺住民等に注意喚起や周辺調査等を行っています。

市町村の調査に対する支援については、全国知事会を通じて十分な財政措置や技術的支援を講ずるよう国に対して要望しています。

(要望)

#### 5. 持続可能な農業の実現に向けた支援について

いわゆる「令和の米騒動」は、これまでの長年の国の減反施策の影響が表面化したことによるものと考えられる。そのため、農業者の高齢化や後継者の農業離れによる担い手不足などを要因とした耕作放棄地の増加、生産量の減少等は、本県のみならず全国的にも農業振興を図る上での課題となっている。

県として持続可能な農業を実現するため、就農や農業経営をサポートする体制を整備し、農業経営の法人化や経営継承などの課題解決、雇用環境の改善に取り組む農業法人を支援すること。

また、遊休農地や耕作放棄地の有効活用等、国などの動向を注視しながら、新たな支援制度の再構築を行うこと。

(回答)

県では、新規就農者に対して、就農初期からの資金面や技術面等の支援を行うとともに、経営発展段階に応じた経営改善等を体系的に支援しており、令和7年度からは新規事業として、農業者の新たな提案の実現を支援する農業経営新規アイデア実現支援事業を実施し、発展を目指す経営体を支援しています。

また、農業経営・就農支援センターにおいては、経営課題を持つ農業者向けに掘り起こし活動を実施し、農業経営の法人化や経営承継などの課題を抱える経営者に専門家を派遣するなど、農業経営の支援を行っています。

農業法人への支援については、農作業の省力化や効率化を図るスマート機器等の導入に対して補助を行っています。

農地への取組としては、令和6年度から、農地中間管理機構への貸付けを条件として、市街化区域以外の耕作放棄地を対象に復旧を促進する「荒廃農地復旧流動化推進事業」を創設しました。さらに、令和7年度からは、担い手への農地集積を進めるため、遊休農地や耕作放棄地の有効活用を図り、農地のマッチングなどを行う「小規模農地基盤整備事業」を新たに創設し、担い手が必要とする整備をきめ細やかにを行う仕組みを構築しました。

(要望)

## 6. 持続可能な漁業の実現に向けた支援について

近年、地球温暖化などによる海洋環境の変化や漁業者の担い手不足および消費者ニーズの変化の影響により、漁業者の収入や水産物の安定供給に支障を来す可能性が高まっている。

漁業者の高齢化が進む中で、沿岸漁業の持続性と漁業生産の安定化のため、新規漁業者の確保、育成に向けた支援と漁業者の所得向上につなげる取組を行うとともに、漁港内の放置船舶の廃船に伴う費用について、他県の事例などを参考に支援すること。

(回答)

新規就業者の確保・育成について、漁業就業セミナーや漁業体験研修等を、神奈川県漁業協同組合連合会と連携して開催し、新規就業者の加入促進を図ります。

また、漁協や新規就業者を含む漁業者に対し、所得向上等を目的としたセミナーを実施し、新規就業者の育成を図ります。

漁港内での廃船の処分費用は、原則、持ち主による負担となるため、現時点ではその費用に対する支援は検討していません。

なお、県では漁船法に基づく漁船の登録・検認を定期的に行っており、これらを通じて廃船になりそうな漁船がある場合には、漁協に対して情報提供してまいります。

(要望)

## 7. 持続可能な畜産経営の実現に向けた支援について

国際的な物価高騰の長期化により、飼料価格は依然として高水準で推移し、畜産経営を圧迫しており、これまでいくつかの対策が設けられるも、十分な対策が講じられているとは言い難い状況にある。

引き続き、輸入原料価格の高止まりに対して十分な補填が行われるよう、制度の見直しについて国へ働きかけるとともに、県においても輸入乾牧草購入に限らず、配合飼料やトウモロコシなどの単味の穀物についての支援を行うなど、畜産農家の経営安定化を図ること。

(回答)

現行の配合飼料価格安定制度では、配合飼料価格が高止まったまま推移する中、価格高騰分との差額を補填する制度上、セーフティーネットとしての機能が十分発揮されていませんので、この制度の更なる改善に向け、機会をとらえて国へ要望してまいります。

また、県としては、予算を確保し、自給飼料の生産拡大、国産粗飼料の確保やエコフィードの利用推進に取り組んでいるところです。

なお、県は、令和7年度12月補正予算において、飼料価格高騰に対する緊急的な支援として、国の臨時交付金を活用し、輸入乾牧草だけでなく、配合飼料についても、価格上昇分に対し補助しています。

(要望)

## 8. 有害鳥獣等の対策について

有害鳥獣による被害は、ピーク時から減少はしているものの、近年は横ばい傾向が続いているため「第5次神奈川県ニホンザル管理計画」及び「第5次神奈川県ニホンジカ管理計画」に基づく対策を引き続き実施するとともに、クマやイノシシ、さらにはアライグマ、ハクビシン、タヌキ、タイワンリス、カラスなどについても、更なる適切な対応、措置を早急を実施すること。

(回答)

ニホンザル、ニホンジカ、イノシシについては、引き続き、特定鳥獣管理計画としての管理計画に基づき、適切な被害対策を実施してまいります。

ツキノワグマについては、市町村等と人里に出没した際の対応手順について共有しており、人里出没の多い地域では、センサーカメラによる調査等も実施して、市町村と情報共有しております。引き続き、関係機関とも連携しつつ、地域住民の安全確保を最優先に、保護と管理のバランスを図りながら対策を講じてまいります。

アライグマ、ハクビシン、タヌキ、タイワンリス（クリハラリス）、カラスなどの有害鳥獣については、被害が発生している地域の関係者による主体的な取組が効果的であるため、引き続き、県かながわ鳥獣被害対策支援センターの職員が現地に赴き、対策に関する情報提供や効果的な対策の提案など、技術的支援を行ってまいります。

(要望)

## 9. 2027年国際園芸博覧会に向けての取組について

2027年3月より横浜市で開催予定の「2027年国際園芸博覧会」は「幸せを創る明日の風景」をテーマに、鋭意準備が進められているが、建設資材の高騰等により、会場建設費の予算が当初の倍以上に増額され、県もその一部を負担することに加え、参加人数の設定1500万人にそもそも疑問の声があがるなど、イベントの収支を含む、いくつかの懸念がある。

加えて同博覧会終了後の跡地は、公園や広域防災拠点として活用するほか、大型テーマパークを核とした複合集客施設の建設計画も検討されているが、それらの県との関わり、影響などについて不確定な点も多い。

県においては、こうした点を十分に留意し、公益社団法人国際園芸博覧会協会や横浜市をはじめとする関係者としっかり連携を行い、改善すべき点があれば直ちにこれを検討し、計画の見直しを行うこと。

(回答)

GREEN×EXPO 2027について、県は、開催地の地元自治体として、主催者である公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会を支援するとともに、県内の機運醸成に取り組んでいます。

また、県の施策を広く発信するため、「“Vibrant INOCHI”一人ひとりの“いのちが輝く”」をメインテーマに掲げ、県出展の準備を進めています。

多くの県民の皆さまにGREEN×EXPOに参加いただき、園芸やテーマに対する理解促進、行動変容や参加体験がレガシーとなるよう、協会や横浜市をはじめとする関係者と連携し、改善すべき点は見直しを行うなど、2027年3月の開幕に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

(要望)

## 厚生常任委員会

### 1. 子ども・子育て支援の拡充について

子ども・子育てへの支援は人口減少社会を克服するためにも必要不可欠な社会課題である。

#### (1) 東京都との格差是正について

東京都では本年9月から0～2歳児の第1子は保育料が無償化される。小児医療費についても一律で18歳まで無償化されている。私立学校学費への助成、無痛分娩を含めた出産費用等についても補助金に格差が生じている。

居住する地域にとらわれない子ども施策を実現するために、国に必要な財源措置を講ずるよう強く要望することはもとより、喫緊の課題であることから、本県としても可能な限

り、子ども・子育て支援への補助金の拡充を図り、東京都との格差是正に努めること。

(回答)

(保育料について)

保育料については、東京都が独自財源により、0～2歳児も含む全ての子どもを無償化することと承知しています。保育料の無償化については、本来、全国一律で対応すべきであると考えており、全世帯で無償化するよう、本県としては、国に対して要望しておりますが、今後も国の動向を注視してまいります。

(私立学校学費への助成について)

学費補助の拡充については、引き続き、国による「高校無償化」や他の自治体の動向にも留意しながら、多面的な視点から検討してまいります。

(小児医療費について)

県では、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、小児医療費助成制度の実施主体である市町村に対して補助を行っています。補助対象年齢の拡大についての御要望は、対象者が多く、多額の負担が生じることから、慎重に検討していきます。

また、県としては同制度について、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として全国一律の医療費助成制度を創設すべきと考えており、国に対して、「全国知事会議」や「国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っています。今後も国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけていきます。

(要望)

(2) 放課後児童クラブへの財政支援について

県民目線に立った施策として、国や市町村と連携し、事業所への支援だけでなく、県内全ての放課後児童クラブの利用者に対し、利用料の直接補助についての財政的支援を行うこと。

また、放課後児童クラブの常勤職員配置の改善や有資格者の増員を支援すること。

さらに、保育園の早朝保育と同様のサービスが放課後児童クラブにはなく、保護者の負担となっていることから今後のあり方について国、市町村と検討すること。

(回答)

学童保育の利用家庭への利用料の支援については、一義的には放課後児童健全育成事業の実施主体である市町村が地域の実情に応じて自主的に対応すべきものと考えますが、県では、ひとり親世帯や多子世帯など、経済的困難を抱え学童保育を利用できない子どもへの支援は喫緊の課題であると考え、令和6年度よりひとり親世帯に対する利用料補助制度を創設し、令和7年度から生活保護世帯も補助の対象に追加しております。

また、放課後児童支援員の数は、各市町村が地域の実情に応じて条例で定める職員配置基準に従い各クラブが配置するものであり、県としては、引き続き放課後児童支援員認定

資格研修を実施し、各クラブで働く職員が必要な資格を得られるよう支援してまいります。

朝の居場所づくりについては、国の動向を注視し、必要に応じて市町村と情報共有してまいります。

(要望)

(3) 高等学校授業料無償化を見据えた取組と従来予算の今後の使途について

国において、高等学校の授業料の実質無償化の実現が見込まれているが、本県としても、教育費無償化に向けた取組を着実に拡充していくこと。特に、高校授業料無償化が実現した場合、それまで学費補助に充てられていたおよそ30億円の県費については、もっぱら子ども・子育て支援に関連した事業の拡充に用いること。

(回答)

学費補助の拡充については、引き続き、国による「高校無償化」や他の自治体の動向にも留意しながら、多面的な視点から検討してまいります。

また、国の就学支援金の拡充により、本県の学費補助に係る財政的負担は軽減されるため、様々な年代の子どもたちに広く行きわたるよう、支援を充実させてまいります。

(要望)

(4) 保育士の人員増対策および、低年齢児も含めた配置基準の見直しについて

県は地域限定保育士試験を実施しているが、東京都は独自の処遇改善事業を実施しており、人員増対策としては十分ではない。

引き続き、国に抜本的な処遇改善を強く求めることはもとより、住宅手当や通勤費の補助、資格取得や奨学金返済の支援といった、県で可能な限りの処遇改善策を検討し、加えて、潜在保育士の復職支援や就業体験制度の強化などの現場支援にも努め、人員増対策を図ること。

また、国の保育士の配置基準改正は3・4歳児のみであったが、低年齢児も含めた県独自の配置基準の策定や、自治体への支援・助言など必要な対応を図ること。

(回答)

県では、これまで、保育士不足の解消に向けて、地域限定保育士試験や保育士・保育所支援センターによる就職支援セミナー・就職相談会の実施などにより保育士確保の取組を進めてきました。

また、保育士の処遇改善については、継続して国に要望してきており、国が処遇改善の取組を始める前の平成24年度と比べると、令和6年度までの12年間で約34%の賃金上げが実現しました。

令和6年度からは、すでに国庫補助金を活用して実施している「保育補助者雇上強化事業」を、潜在保育士の再就職支援のために拡充して実施しています。

令和7年度からは、潜在保育士向けに復職支援研修を実施するとともに、保育士資格を

持たない一般の方向けに保育補助の体験事業を実施することで、復職支援と負担軽減を図っています。

さらに、国は令和7年度補正予算において公定価格上の人件費を5.3%引き上げる処遇改善策を盛り込みました。

なお、1歳児における配置基準の改善については、5対1とした場合の公定価格の加算にかかる支給要件の撤廃など、改善を国に要望していますが、今後も国の動向を注視してまいります。

今後も、県として、保育士確保の取組を進めていくとともに、処遇改善が図られるよう、国に要望してまいります。

(要望)

## 2. 障害者施策について

### (1) 神奈川県立福祉機構について

神奈川県立福祉機構の設立にあたり、質の高い福祉サービスを実現するためには、新たな人材の確保が不可欠である。意欲の高い職員を採用し、透明性のある運営方針と公正な人事評価制度を構築すること。

また、重度障害者に対応できるグループホームの開設を着実に進め、さらなる横展開を図ることで地域移行を促進すること。

(回答)

神奈川県立福祉機構の設立に向けて、地域共生社会の実現を目指して活躍できる職員の確保に取り組んでおり、こうした職員が能力を発揮できるよう適正な人事評価を実施していきます。

また、支援や法人運営の見える化を図るため、積極的な情報の公表について定款に定めただほか、障害当事者や学識者などで構成される第三者機関を設置して、その意見を法人運営に反映することを中期目標に決めました。

中井やまゆり園利用者の地域生活の場として、県立グループホームの設置を着実に進めるとともに、県立グループホームで得られた知見を地域事業所等にも共有することで、民間のグループホームも重度障害者の地域生活の受皿となることを目指すなど、重度障害者の地域移行を促進していきます。

(要望)

### (2) 障害者就労について

神奈川県2023年度における就労継続支援B型事業所の平均工賃は21,661円であり、依然として全国平均の23,053円には届いていない。この状況を踏まえ、収益力強化や販路拡大を通じて工賃アップが図られるよう、支援すること。

また、就労選択支援の実施については、市町村、障害者就業・生活支援センター、ハロ

一ワーク等と連携し、関係機関への周知を徹底する等、当事者や現場が混乱しないよう着実に進めること。

(回答)

県では、「かながわ工賃アップ推進プラン」に基づき、事業所の工賃向上計画の作成を支援するなど、取組を進めています。

こうした取組を通じて生産活動の充実を図るとともに、企業や自治体からの発注について受付や相談を行う共同受注窓口の活性化を図ることで、事業所を支援し、更なる工賃向上を目指してまいります。

また、就労継続支援B型事業所の工賃向上を目指し、民間事業者と連携し、地域の観光資源等を活かした自主商品の開発や販路の拡大などの支援を行っています。

就労選択支援事業者は、適切な支援の提供のために必要な障害福祉事業者等との連絡調整、地域における社会資源の情報提供等を行うこととされていますので、指定に際し、進路選択、決定が円滑に進むよう、関係機関と着実に連携して進めるよう指導してまいります。

(要望)

### 3. 持続可能な医療体制について

#### (1) 医師・看護師の人材不足について

神奈川県医師数は2022年末時点で人口10万人あたり約223人と全国平均の約262人を下回り、全国40位と依然厳しい状況にある。また、看護師も都市部で深刻な不足が続き、人口10万人あたり約813人と全国平均を下回っている。待遇改善やキャリア支援、育児・介護との両立支援の強化に加え、人材紹介会社への高額な紹介料に頼りすぎない仕組みの構築も必要である。公的な求人プラットフォームや自治体主導のマッチング支援など、人材確保策を充実させること。

(回答)

県では、医師や看護師がライフイベントやキャリアに応じて無理なく働き続けられるように、院内保育の取組を支援するほか、医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療機関における勤務環境の改善にも取り組んでいます。

また、県ナースセンターにおいても潜在看護師の復職支援や看護補助者の確保対策の強化を検討し、看護職員の確保に取り組んでいます。

さらに、看護職員の処遇改善については、令和8年度に向けた全国知事会や、衛生部長会要望としても国へ提出しており、引き続き国に働きかけてまいります。

(要望)

#### (2) 医療DXの推進について

医療DXの推進は、機器やシステムの導入補助だけでは不十分であり、本格的な普及・

定着には、それを使いこなす人材の確保・育成が不可欠である。特に人口減少や医療資源不足が深刻な県西部などでは、遠隔診療や医療情報提供システムなどICT活用が急務である。

県は、導入補助の拡充に加え、職員向け研修をセットにした一体的支援や、運用初期に専門人材を派遣する等の伴走型支援を検討すること。

(回答)

県では、在宅医療に取り組む医療機関が情報通信機器を活用して、多職種で連携した在宅患者の訪問・見守りを計画する取組に対し補助を行っていますが、補助制度の拡充については、在宅医療関係者の御意見を踏まえながら検討してまいります。

また、最新の機器やシステムを使いこなす人材の育成に資するため、厚生労働省「医療機関向けセキュリティ教育支援ポータルサイト」の紹介や、医療関係団体が開催する医療DX関連研修情報の周知に協力するなど、医療DXに係る高度な知見を有する機関が実施する育成活動に協力してまいります。

(要望)

#### (3) 神奈川県総合リハビリテーションセンターのあり方について

リハビリテーション医療や障害福祉を取り巻く環境変化を踏まえ、県立の施設として果たすべき役割・目指すべき姿を再整理することを目的に、あり方検討会が設置されている。検討会の議論の進捗や選択肢の丁寧な情報公開など、検討プロセスの透明化を図り、県民に理解されるようなあり方を目指すこと。

また、現場で働く職員や利用者の声を聞きながら、あり方検討を進めていくこと。

(回答)

当該センターのあり方検討会は、会議自体を原則公開とし、資料と議事録も県ホームページで公表することで、検討プロセスの透明化を図っています。

また、検討会では必要に応じて関係者に陪席いただくとともに、当該センターの利用者や元職員を委員に選定することで、幅広い意見をいただきながら検討しています。

さらに今後、検討会の結果を踏まえ、果たすべき役割や目指す姿を整理する際には、現場の職員や利用者の声も聞きながら進めてまいります。

(要望)

#### (4) 精神医療の質向上について

精神科病院虐待対応窓口には2024年度、246件の通報があり、うち5件が虐待認定されている。引き続き、隔離・拘束等の行動制限最小化の推進を含め、精神科病院での虐待をなくす取組を強化すること。また、身体合併症連携モデル事業を着実に進め、地域医療における精神科と身体科の連携を推進すること。

併せて、精神科病院における人員配置や病床基準を緩和する「精神科特例」は、人員不

足や低水準の診療報酬を固定化している側面があり、精神科医療の質向上の障壁となっているため、特例の撤廃または大幅な見直し、診療報酬の改善を国に要望すること。

(回答)

県では、県所管域の精神科病院において研修を実施し、病院職員の虐待防止意識、スキルの向上を図っています。

行動制限最小化については、プロジェクトチームを設置し、身体拘束等の最小化の取組を進めています。

身体合併症連携モデル事業は、令和7年度、県西地域にて開始し、今後は他の地域への拡大を目指します。

いわゆる「精神科特例」については、医療法により規定されていますが、引き続き国の動向を注視してまいります。

(要望)

#### (5) ギャンブル等依存症対策のさらなる推進について

2020年の本県の調査によると、生涯を通じてギャンブル等依存症が疑われる人の推計値は約29万5千人(18歳以上)であり、支援ニーズが高まっている。そのため、県は、当事者関連団体の普及啓発活動を共催や後援等の形で積極的に後押しすること。特に、若者世代に届くよう、SNSや動画配信等を活用した啓発を強化すること。

また、近年の法改正を踏まえた、県の計画改定の際には、当事者団体や関係機関との意見交換を丁寧に重ね、違法オンラインカジノの利用拡大を未然に防ぐ視点を盛り込む等、予防から回復支援まで一貫した実効性ある対策を検討すること。

(回答)

県内の当事者団体や回復支援施設等が主催する公益性の高いイベントについては、後援等によりその活動を引き続き支援してまいります。

若者世代へのギャンブル等依存症に係る普及啓発については、SNS媒体やWEB広告の活用により周知を強化してまいります。

県計画の改定については、当事者団体などの関係機関も委員として議論する協議会を通して計画改定を行い、効果的な施策を検討してまいります。

(要望)

## 4. 高齢者福祉と介護施策の充実について

### (1) 福祉・介護人材不足への対応について

福祉・介護人材は慢性的な人材不足が続いている。特に訪問介護員の不足感を訴える事業所は88.8%にのぼり、将来的に地域包括ケアの維持が難しくなることが懸念される。早急な対応が必要である。また、介護保険制度の要である介護支援専門員は、業務量の増加と報酬の低さから離職するケースも散見される。訪問介護員や介護支援専門員について、

大幅な介護報酬の改善を国へ要望すること。

併せて、県として住宅補助制度を導入する等、地域で長く働き続けられる環境を整え、持続可能な人材確保に向けた取組を強化すること。

(回答)

今後ますます増加する介護ニーズに応えるため、介護職員の処遇について、他の職種の給与水準を踏まえた更なる改善を図るほか、現行の介護報酬による処遇改善加算等の対象外となっている介護支援専門員に対しても、ベースアップに繋がる取組を推進するよう、また、特に、令和6年度の介護報酬改定で基本報酬が引き下げられたことにより経営難に直面する訪問サービス事業者を支援し、在宅介護のサービス提供体制を維持するため、基本報酬の引上げを検討するよう国に要望しています。

なお、国補正予算に盛り込まれた、令和8年度報酬改定の一部の前倒しとして介護従事者の賃金を引き上げるための補助や、物価高騰に対応した重点支援地方創生臨時交付金について、令和7年度12月補正予算で所要の措置を講ずることといたしました。

また、介護人材を確保するうえで、住宅費の負担が大きいかも課題となっていますが、住宅費の支援のほか、地域区分の調整や更なる処遇改善策など、財源や手法も含めて、介護保険制度全体としての整理が必要であるため、負担軽減に向けた支援策の検討を国に要望してまいります。

(要望)

## (2) 介護サービス事業所への支援について

物価や人件費の高騰が事業所経営を圧迫しており、介護業界の倒産件数が増加している。県は、運営費補助等の財政支援拡充や燃料費・光熱費への継続的支援を検討すること。併せて、介護報酬の改善を国に要望すること。

また、介護サービス事業所の生産性向上とサービスの質向上にはDX導入が必要であるが、導入補助だけでは不十分であり、本格的な普及・定着には、それを使いこなす人材の確保・育成が不可欠である。県は、導入補助の拡充に加え、職員向け研修をセットにした一体的支援や、運用初期に専門人材を派遣する等の伴走型支援を検討すること。

(回答)

物価高騰の影響を受け、困難な経営に直面している高齢者施設等に対し、国の臨時交付金等を活用して、事業継続に向けた支援金を令和4年度から支給しています。

高齢者施設等は国が定める公定価格等を基本として経営を行い、物価高騰を価格に転嫁することが困難ですが、こうした状況は全国共通であり、地域で異なることなく統一的な支援を行う必要があると考えます。

このため、当該高騰に見合った臨時の介護報酬の改定や、報酬改定が行われるまでの間の代替措置としての新たな交付金の創設や国からの直接の補助など、全国一律の支援を行うよう国に要望しています。

また、本県では、令和6年度から介護生産性向上推進事業を開始し、介護現場の生産性向上に関する相談窓口や研修、伴走支援等の活動支援を行っています。DX導入や、人材確保・育成について、事業者のニーズに応じた支援につなげられるよう、引き続き、支援内容を検討してまいります。

(要望)

### (3) 成年後見制度の運用体制整備について

独居高齢者が増加する中で、おひとりさま対策が求められているが、そのためにも必要な成年後見人制度はいまだ課題が多く、浸透するに至っていないため、制度の周知や活用を広げるよう対応を図ること。

また現状では、行政分野の通知等が個別でなされており、成年後見人等への情報伝達に遅延または漏れが生じることがある。一部市町村では、市町村から成年後見人等へ送付される通知書等について、その送付先を一括して登録・管理できる「成年後見人等への通知書送付先住所変更一括登録制度」が実施されている。これを神奈川県全域で導入するよう、まずは市町村の現状をヒアリングし、必要に応じて協議をする場を設ける等、働きかけを行うこと。

(回答)

成年後見制度の周知については、引き続き県で作成したパンフレットを関係機関や金融機関等で配布する等の取組を行います。

通知書等の送付先を一括して登録する制度については、県内では、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市において実施していると承知しています。

この制度は、後見人等の負担軽減につながるものであるため、県で実施する市町村担当者会議等において先行自治体の事例を紹介するなど、各市町村に検討を促していきます。

(要望)

### 5. 神奈川県立病院機構について

令和6年度決算概要では、独立行政法人化以降で最も厳しい経営状況となっており、赤字縮小に向けた不断の経営努力が必要である。経営改善にあたっては、県立病院機能のあり方検討会の議論や地域の声聞き、県立病院と民間医療機関との役割分担を明確化し、神奈川県立病院機構全体の見直しを進めること。

また、感染症医療や災害医療など、不採算であるがゆえに民間医療機関では担いにくい医療分野を引き受け、地域医療の最後の砦としての使命を果たすこと。

併せて、医療事故や不祥事が発生した際には、迅速な情報開示と再発防止策の公表を行い、透明性の高い運営体制を実現すること。

(回答)

県立病院の担うべき役割や機能については、「あり方検討会」や県民の意見を参考にし

ながら、県が方針を決定し、この方針に基づき、県立病院機構では、安定的で持続可能な運営ができるよう努めてまいります。

併せて、現在、県立病院機構では、医療事故等の発生時に、患者や家族の了解が得られる範囲で、速やかな公表の実施に努めていますので、引き続きこうした取組が徹底されるよう、県もしっかり確認してまいります。

(要望)

## 6. 妊娠・出産への支援について

子ども・子育ての支援の中であって、とりわけ産前・産後のケアが重要である。そこで、以下3点要望する。

### (1) 周産期・産後ケアの強化

妊産婦は子育てへの不安や生活環境の変化から、精神的に不安定になりやすく、妊産婦の死因では自殺が最も多くなっている。「産後うつ」などのメンタルヘルス対策への市町村の取組について積極的に後押しすること。

(回答)

県では、令和7年度から、妊産婦のメンタルヘルスに係る中核的な精神科医療機関を中心として、地域の精神科、産婦人科、県、市町村、その他の関係機関も含めたネットワークを構築し、妊産婦のメンタルヘルスに関する課題に対応するための体制整備を図る事業を実施しており、これらの取組等により、市町村を含む妊産婦のメンタルヘルス対策を推進してまいります。

(要望)

### (2) 妊婦健康診査における制度見直しについて

全国では「受診券方式」が9割以上の自治体で採用されており、実施すべき検査が明確に指定され、検査の透明性や均一性が担保されている。

対して、本県では「補助券方式」が多く採用されており、県として検査内容を把握できないなど、県民目線に立ったとき、妊婦健診の透明性や均一性が十分とはいえない。そのため、川崎市が補助券方式から受診券方式に改めた事例等を参考に、県内自治体の妊婦健康診査の制度見直しを働きかけること。

(回答)

妊婦健康診査の費用については、令和6年度に、県が主導して市町村や医療関係団体と共に「妊婦健診検討会」を立ち上げ、公費負担の増額に係る課題や今後の方向性等について意見交換を重ね、同検討会等において目安となる公費負担額及び県内共通受診券案を各市町村に提示しています。

今後引き続き、県が提示した県内共通受診券案が市町村で活用されるよう、また、市町村の事務処理の負担が削減されるように、市町村の皆様と関係機関との調整に取り組んで

まいります。

さらに、すべての妊婦が、居住する地域に関わらず、妊婦健康診査を等しく適切に受診できるよう、その費用について全国一律の制度設計とし、財源は地方交付税措置ではなく全額国庫負担への見直しを行うよう、令和7年度に新たに国に提案しており、引き続き要望してまいります。

(要望)

(3) 県独自の出産費用等の助成金制度について

東京都では出産関連費用について、本県との格差がますます拡大している。また、県内自治体においても政令市・中核市等では独自の出産関連費用への助成制度があり、基礎自治体間の格差が見受けられる。

県民目線に立てば、自治体の財政基盤に関わらず、出産支援があることが強く望まれることから、本県として妊娠・出産・産後期における県独自の助成金制度を検討すること。

(回答)

出産にかかる費用については、国において令和8年度を目途に、標準的な出産費用の自己負担無償化に向けた具体的な制度設計を進めることとしていることから、動向を見守ってまいります。

(要望)

7. 人権問題について

わが会派ではかねてよりヘイトスピーチ条例の制定など、人権問題の解決について提言を続けてきたところであるが、依然として本県内では様々な人権問題が発生している。今後は、かながわ人権施策推進指針の改定はもとより、様々な取組を一層強化する必要がある。

そこで、以下3点要望する。

(1) インターネットにおける人権侵害について

インターネット上における、民族や出自に対する差別・誹謗中傷はいまだ撲滅されていない。県として、AI技術も積極活用し、インターネット上の差別・誹謗中傷の早期発見に努めるとともに、該当投稿のプロバイダへの削除要請など具体の対策を徹底し、取組を強化すること。

(回答)

県では、現在インターネット上の誹謗中傷等の差別的な書き込みに対して、法務局を通じたプロバイダへの差別的書き込み等の削除依頼に加えて、直接プロバイダへの削除依頼を実施しています。より早期発見し、迅速な削除要請ができるよう検討し、取組強化に努めてまいります。

(要望)

(2) DV・ストーカー等の被害者への支援について

川崎市においてストーカー被害により尊い人命が失われるという痛ましい事件が発生し、本県として再発防止に努めなくてはならない。国にストーカー規制法のさらなる改正を働きかけるとともに、本県として相談窓口の周知徹底、保護スキームの強化など、警察とも連携を強化し、DV・ストーカー等の被害者への支援策を一層強化すること。

また、相談窓口業務については医療機関等の連携も含め滞りなく対応することで、DV・ストーカー等の事件の未然防止・早期対応の強化に繋げること。

さらに、加害者についてもカウンセリングや更生プログラム等の治療につなげるなど取組の強化を図ること。

(回答)

県では、県警察本部の警部1人を含む「DV・ストーカー対応強化特別チーム」を令和7年10月1日に立ち上げ、①広報、②行政や警察との連携、③相談支援体制、④一時保護・自立支援機能、⑤加害者対応の5つの強化を検討しています。

また、県では、DV・ストーカー被害者支援の強化に向けて、国に対し関係法律の改正を要望しています。

今後、可能な限り早く5つの強化の取組について対応できるよう、医療機関を含む関係機関と連携して対応の強化を進めてまいります。

さらに、加害者対応として、県警察では、禁止命令の措置を講じた加害者全員に対し、精神科医療機関等における治療等の有用性を教示することにより、事態の沈静化に配慮した対応を行い、被害者の真の安全安心の確保につなげてまいります。

(要望)

(3) 児童虐待について

本県において、令和6年度の神奈川県所管（政令指定都市及び児童相談所設置市を除く）の6か所の児童相談所で受け付けた児童虐待相談受付件数の集計結果は8,023件と過去最多の数値を更新しており、令和2年度の6,231件から大幅に増加していることから、本県の喫緊の課題として取り組む必要がある。

児童相談所の人員体制の増強、多職種連携の更なる強化など、抜本的な児童虐待防止対策の強化を図ること。

(回答)

虐待対応等に当たる児童福祉司について、虐待相談対応件数等に応じて毎年増員を図っているほか、児童相談所に配置する保健師を増員するなど、多職種連携を推進しているところです。引き続き、児童相談所の体制強化に努めてまいります。

(要望)

## 産業労働常任委員会

### 1. 中小企業・小規模企業支援について

近年、最低賃金の引上げや原材料費の高騰、人手不足の深刻化により、中小企業・小規模事業者の経営環境は一層厳しさを増している。特に、労務費上昇分の価格転嫁が進まず、収益圧迫や雇用維持への影響が懸念され、地域経済の持続性確保が喫緊の課題となっていると認識する。

こうした状況を踏まえ、事業者が最低賃金引上げを含む労務費や原材料費の上昇分を適切に価格転嫁できるための支援が必要である。

そのため、価格交渉力向上のための専門家派遣や研修等、中小企業・小規模企業支援を充実させること。

(回答)

物価高騰や賃上げ等にかかるコストを適切に価格転嫁することができるよう、国・県・市・支援機関等が合同で、価格転嫁に関するセミナーを実施しているほか、下請企業が価格転嫁するためのノウハウや、価格交渉の際に必要な資料作成支援ツールなどをとりまとめ、県ホームページで公表しています。

また、(公財)神奈川産業振興センターのよろず支援拠点では、価格転嫁に関する相談に応じています。

さらに、令和7年1月に、国・県・労働団体・事業主団体・事業者支援機関の代表者が一堂に会し、適切な価格転嫁等の促進に向け、共同メッセージを発表しました。

加えて、県は、令和7年度、適切な価格転嫁について普及啓発するため、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の九都県市が合同でチラシを作成し、直接、または経済団体を通じて、事業者に対して適切な価格転嫁への対応を行うこと、価格協議に対して積極的な対応を行うこと、取引先との共存共栄や企業間の取引における適正な価格転嫁を実現するための「パートナーシップ構築宣言」の実施と実効性の向上に努めることなどを要請しています。

(要望)

### 2. セレクト神奈川NEXTのさらなる拡充について

企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」については、2024年から脱炭素関連産業を支援対象に追加するなど、時代に応じた内容拡充を図ってきたことは評価する。

ただし、県の企業誘致施策においては、単なる企業誘致にとどまらず、多様な人材が活躍できる社会の実現等の社会課題解決の視点が必要であると考え。積極的に障がい者雇用や女性登用を推進する企業を誘致する等、社会情勢の変化を踏まえ、社会課題解決等の新たな視点を導入し、セレクト神奈川NEXTのさらなる拡充を図ることで、経済成長と共生社会の実現を両立させること。

(回答)

積極的に障がい者雇用や女性登用を推進する企業の県内立地を支援するために、関連する認証制度等の認定を受けた企業等が県内に立地する際、企業立地促進補助金に新たに上乘せすよう、令和8年度で所要の措置を講ずることといたしました。

(要望)

### 3. 障がい者雇用について

障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられる中、障がい者雇用の経験やノウハウを十分に持たない企業や、新たに雇用に取り組む企業の増加が見込まれる。円滑な受け入れと職場定着を実現するためには、障がい者を直接受け入れる同僚や管理者が、障がい特性や配慮事項を正しく理解することが不可欠である。

については、事業者向けに障がい特性や合理的配慮に関する研修・セミナー、事例集等の情報を積極的かつ分かりやすく発信し、理解促進と職場環境整備を支援する体制の強化を引き続き行うこと。

(回答)

県では、法定雇用率未達成企業を主な対象として、障がい者雇用の理解を深めていただくため、個別訪問や出前講座などを行い、雇用に関する相談に応じています。

また、フォーラムや企業交流会等を開催し、障がい者雇用における配慮事項や取組事例等を伝えており、開催情報についても、直接、企業や就労支援機関に届けることができるよう、LINEを活用して、情報発信しています。

こうした取組を通じて、障がい者雇用の理解促進と障がいの状態に応じて働きやすい職場環境づくりの支援を引き続き行ってまいります。

(要望)

### 4. 外国人労働者について

近年、外国人労働者は県内経済を支える重要な存在となっているが、企業では就業規則や安全マニュアルの多言語化、相談窓口の設置、日本語や生活ルールを含めた研修整備が十分に進んでいないと仄聞している。そこで県は、法令や雇用管理に関するガイドラインや多言語マニュアルの提供、異文化理解研修や中小企業を対象とした助成金制度などを通じ、企業支援を行うことが必要である。外国人労働者が日本のルールを守り、地域住民と安心して暮らし働けるよう、県として企業支援と労働者支援の一体的な環境整備へ支援を講じること。

(回答)

県では、外国人労働者の定着を図るため、就業規則等の社内規定や、社内マニュアル・標識類等の多言語化等の取組、外国人労働者のための苦情・相談体制の整備を実施する中小企業等に対して奨励金を交付しています。

また、地域の市町及び関係団体（商工会議所及び事業組合等）と連携し、中小企業等で

働く外国人労働者を受講者とする日本語講座を実施しています。

引き続き外国人労働者が働きやすい職場環境の整備に取り組んでまいります。

(要望)

## 5. 仕事と育児・介護の両立に向けた取組について

「育児と介護」のダブルケアを担う労働者が増加している。男女ともに直面する介護離職の防止や、出産・育児による女性の離職を防止するために更なる取組が必要である。

労働者が仕事と育児・介護の両立ができるよう、県は育児休暇や介護休暇を取得しやすい環境整備をする企業への支援を拡充すること。

(回答)

県では、仕事と育児・介護等の両立を支援するため、社内研修の実施や社内相談窓口の設置、仕事と育児の両立を支援する新たな制度の整備などの取組を実施する中小企業等に対して奨励金を交付しています。

また、男性の育児休業取得を促進するため、男性従業員が育児休業を取得した中小企業等に対しても奨励金を交付しています。

引き続き育児・介護等を抱える労働者が働きやすい職場環境の整備に取り組む企業への支援を行ってまいります。

(要望)

## 6. 就業支援について

県には、年齢や在職・離職の状況を問わず、就業希望者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな相談体制を構築し、企業とのマッチングを強化することが求められる。また、働く者のキャリア形成支援として、リスキリングや資格取得支援を含めた多様な訓練機会を拡充し、誰もが能力を高め活躍できる環境を整えるべきである。

これにより、失業者や潜在的労働力の再就職支援が進むだけでなく、企業の人材不足解消にも資し、地域経済の持続的発展につながる。県においては、すべての働く者に対して適切な就業支援を講じること。

(回答)

県では、39歳までの若年者を対象とした「かながわ若者就職支援センター」や40歳以上の中高齢者を対象とした「シニア・ジョブスタイル・かながわ」、女性の働き方、仕事に関する不安や疑問等の相談に応じる「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」において、引き続き、多様なニーズに対応した就業支援を行ってまいります。

また、総合職業技術校等で実施するスキルアップセミナーにより、未経験分野のスキルを習得するためのリスキリング講座や、電気工事士、介護福祉士等の資格取得講座により、在職者の職務能力向上を支援してまいります。

(要望)

## 7. ハラスメント根絶について

県は、あらゆるハラスメントの根絶に向け、職場等における相談体制と対応力の強化を図ることが必要である。当事者が安心して相談できる環境を整備するとともに、対応にあたる人材の計画的な育成を推進することが急務である。

特にカスタマーハラスメントについては、「STOP！カスハラ！！かながわ宣言」の趣旨を踏まえ、事業者・働く人双方への理解浸透を目的とした啓発活動を一層充実させること。併せて、双方からの相談に対応できる実効性ある窓口の設置や、被害防止・再発防止に資する具体的支援策を拡充すること。

(回答)

県では、かながわ労働センターにおいて、職場におけるハラスメントを含む様々な労働問題について、事業者や労働者からの相談を受けるとともに、例年12月を「職場のハラスメント相談強化月間」に設定し、弁護士による特別労働相談会や街頭労働相談会を開催するなど、相談環境を整備するとともに、職場のハラスメントに関するセミナー等を実施し、職場環境の改善や人材の育成を促進しています。

また、「STOP！カスハラ！！かながわ宣言」を発出した関係団体と連携し、県で作成したカスハラ防止ポスターや宣言文を盛り込んだチラシを事業者の方々に活用していただくなど、普及啓発にも取り組んでいます。

さらに、県では労働相談において、事業者や労働者から、カスタマーハラスメントに関する相談も受け付けており、労働相談や企業からのヒアリング等で得た事例を積み上げることで作成する「カスタマーハラスメント事例集」を、県のホームページに掲載しています。

(要望)

## 8. 宇宙関連産業の振興について

宇宙関連産業は人工衛星やロケット開発に加え、通信・防災・環境分野など幅広い応用が期待され、今後の基幹産業と位置づけられている。国も「宇宙基本法」や「宇宙基本計画」に基づき、民間参入や地域振興を推進している。

本県にはJAXA相模原キャンパスという研究拠点があり、研究力や人材育成に強みを持つ。一方で日産追浜工場の閉鎖により関連企業約2,000社が転換を迫られており、その技術や人材を宇宙分野など成長産業に活かすことが重要である。

このため県は、参入支援や産学官連携、業態転換やマッチング支援を総合的に展開し、雇用維持と産業活性化を図ること。

(回答)

県では、令和7年12月に宇宙関連企業交流拠点を開設し、宇宙関連産業への参入や共創を促進するよう取り組んでいるところです。

また、神奈川宇宙サミットを開催することで、参加者同士のネットワーキングやビジネス機会の創出等により、宇宙関連産業の活性化に向けた機運醸成を図ります。

さらに、他産業からの参入促進や学生の進路選択に影響する人材育成施策及びマッチングイベントについて、令和8年度で所要の措置を講ずることといたしました。

なお、(公財)神奈川産業振興センターでは、自動車部品サプライヤーに対して宇宙産業等の新分野への業態転換等を支援しています。

(要望)

## 9. フリーランス新法について

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」、いわゆる「フリーランス新法」が、2024年11月1日に施行された。同法は、フリーランスと企業などの発注事業者の間の取引の適正化及びフリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とし、(1)書面等による取引条件の明示、(2)報酬支払期日の設定・期日内の支払、(3)禁止行為、等を規定している。

新しい法律のため、実際の現場での対応に混乱が予想されるが、立法趣旨に照らし弾力的な運用を行えるように、フリーランスおよび発注事業者に対し、同法の内容の啓発に努めること。

(回答)

県では、関係団体を通じて本法の周知を行いました。

また、新法施行から1年となる令和7年11月に、国と共催した下請法の改正に関する説明会において、フリーランス法の概要や下請法との違い等についての説明と、適切な対応についての呼びかけを行いました。

さらに、(公財)神奈川産業振興センターに設置されている「取引かけこみ寺(旧下請かけこみ寺)」において、フリーランスからの取引上のトラブル等の相談を受けており、(公財)横浜市男女共同参画推進協会が主催したフリーランス向けセミナーにおいて、同窓口の周知を図りました。

(要望)

## 建設企業常任委員会

### 1. 災害協定締結企業への入札優遇制度の拡充について

災害協定を締結している地域建設業者は、平時から訓練や資機材の整備を行い、災害時には迅速かつ確かな対応が可能である。こうした企業への入札優遇は、地域防災力の向上と地元企業の育成に資する重要な施策である。

今後は県内の公共工事において、解体・設備・土木など多様な分野を対象を広げ、災害対応力を有する地元企業の受注機会を拡充する制度設計を積極的に行うこと。

(回答)

本県では、地域の建設業者の健全育成を図るため、過去の入札状況を勘案しつつ、県内に本店を置き、土木事務所長等と災害協定を締結している団体への加入者等を対象とした一般競争入札及びいのち貢献度指名競争入札を年間の発注件数が多い工種について実施しています。

今後も、これらの入札制度を通じて、災害対応力を有する地元企業の受注機会の確保に努めてまいります。

(要望)

## 2. 分離発注制度の維持・拡大について

分離発注制度は、専門工種ごとの技術力を最大限に活用できる仕組みであり、施工品質の向上と地域中小企業の受注機会確保に資する重要な制度である。特に電気設備や解体工事など専門性の高い分野では、分離発注によって安全性・メンテナンス性・災害対応力が飛躍的に向上する。

今後はPFIやデザインビルド事業において、地域事業者の衰退を招かぬよう、分離発注の原則を堅持し、対象工事の拡大を行うこと。

(回答)

PFI事業やデザインビルド事業については、事業の性質や規模等のほか、公共サービス水準の向上や事業コストの削減等が期待できる場合に限り採用しています。また、これらの事業の実施に当たっては、地域の安全安心に貢献する地元事業者の育成といった観点も考慮し、事業者を公募・選定する際に、県内企業の参画を促す提案を評価する取組を行っており、引き続き県内企業の参画促進に配慮してまいります。

(要望)

## 3. 公共工事予算の増額と予定価格の適正化について

建設資材や人件費の高騰、週休2日制の導入による労務費の上昇など、施工環境は大きく変化している。こうした状況下でも地域インフラを担う建設業者が安定的に事業を継続できるよう、公共工事予算の増額と予定価格の適正化を図る必要がある。

特に契約後の物価変動に対応するため、毎月の単価見直し制度の導入や、インフレスライド条項の迅速適用を含めた制度整備を行うこと。

(回答)

建設資材価格については、最新の実勢価格が反映できるよう、毎月改定を実施しています。また、労務単価についても、実勢価格を迅速に反映させるため、国と同様に、毎年次年度の単価を1ヶ月前倒しして、3月1日に改訂するなど予定価格の適正化に努めています。

県土整備局関係の公共事業予算については、令和7年度一般会計予算で、特殊要素を除いた予算として約907億円を確保しており、対前年度比101.4%となっています。

令和8年度当初予算案については、引き続き「神奈川県水防災戦略」を着実に推進し、激甚化・頻発化する風水害等を踏まえた「災害に強い県土づくり」などの予算を計上しました。

また、国に対しても、「第1次国土強靱化実施中期計画」に必要となる予算を安定的に確保するように働きかけます。

公共事業予算の配分については、県内中小建設業に配慮しつつ、施策の緊急度、優先度、地域ごとの工事量等を勘案し、効果的な配分に努めます。

インフレスライド条項については、国の運用マニュアルに合わせ、適切に適用しているところです。マニュアルに変更があった場合は、速やかに対応してまいります。

(要望)

#### 4. 持続可能な交通施策について

神奈川県が策定している「かながわ交通計画」の令和4年3月の改定では、神奈川の県土・都市づくりを支える交通網の整備や、あらゆる人が安全・安心に、自由に移動できるよう、身近な移動を支える地域交通ネットワークの形成を図ることに重点が置かれてる。

高齢化や運転手不足により地域交通の維持が困難となる中、コミュニティ交通の再編や観光地の混雑緩和策、災害時に機能する多重交通網の整備が急務である。バイパスの整備や信号機の新設により歩行者の安全確保と交通渋滞の緩和を行い、誰もが安心して移動できる環境の確保と、地域の移動権を守る交通政策の強化を行い、公共交通の利便性と持続性を両立させる施策を推進すること。

(回答)

県では、神奈川の都市づくりを支える鉄道や道路などの交通網の整備に引き続き取り組みながら、あらゆる人が安全・安心に、自由に移動でき、コミュニティの活性化を支える都市交通の実現をめざしています。

また、交通渋滞の緩和については、交通利便性の向上と交通混雑の緩和を図るために、既存の一般幹線道路におけるボトルネックを解消し、道路網全体の機能強化を図ります。

バス運転手不足への対応としては、これまで、バス協会に対し、運転手の確保のために活用できる交付金の交付や、県ホームページにバス事業者の採用情報を掲載するなど、支援してきました。

これに加えて、令和7年度に、「新規バス運転手の確保」と「既存バス運転手の有効活用」に資する2つの補助制度を創設し、運転手不足への対応を行っています。

県警察では、安全で円滑な交通環境の実現に向けて、道路管理者による道路改良や都市計画道路の整備等に際して、交通管理上必要な意見の申入れを行っているほか、交通実態に即して必要な交通規制の実施・改廃や交通安全施設の整備、維持管理等を行っています。

今後とも、社会情勢の変化等を踏まえつつ、道路管理者と連携して必要な取組を推進してまいります。

(要望)

## 5. 防災と環境共生の両立を目指した持続可能な海岸保全について

神奈川県沿岸部では、高潮・津波・海岸侵食など複合的なリスクが高まっており、地域住民の安全確保と環境保全の両立が急務である。西湘海岸をはじめとする護岸施設の強化、漂砂管理、養浜の継続的实施に加え、地域住民との協働による防災体制の構築を行い、気候変動の影響を踏まえた海岸保全基本計画の見直しを行うとともに、技術革新と景観・生態系への配慮を両立させた持続可能な海岸保全を推進すること。

(回答)

護岸施設の強化については、海岸保全基本計画に基づき、引き続き、各海岸において取り組んでいきます。

また、漂砂管理、養浜については、令和3年3月に改定した「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、サンドバイパスなどの漂砂管理をはじめ、養浜を今後も引き続き実施していきます。

地域住民との協働による防災体制の構築については、津波浸水想定図を公表するとともに、県地域防災計画において「地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能なまちづくりを目指す」こと、「住民等が津波の特性を十分に理解した上で、正しい判断ができるよう、県と沿岸市町は、津波知識の普及啓発に努める」ことなど、地域を巻き込んだ防災体制の構築を明記しております。

気候変動の影響を踏まえた海岸保全については、現在、海岸保全基本計画の見直し作業を進めており、相模灘沿岸は令和8年3月、東京湾沿岸は令和9年3月の改定を予定しています。

今後は、改定した海岸保全基本計画に基づき、地域住民の安全を確保しつつ、景観や生態系にも配慮した海岸保全を推進してまいります。

(要望)

## 6. アスベスト除去に関する助成制度の創設について

レベル3建材を含むアスベスト除去に関しては、調査・除去・処分まで一貫した支援体制の構築が求められる。助成制度の創設だけでなく、調査人材の育成、処分場の整備、制度の周知徹底など、多角的な支援を通じて、事業者の負担軽減と住民の健康保護を両立する施策が必要である。

今後は、除去工事の安全性確保と円滑な施工を支えるため、実効性ある制度設計を行うこと。

(回答)

建築物等の吹付材以外も含めたアスベストの事前調査やその除去等に対する助成制度の創設、調査人材の育成、事前調査制度の周知等について、全国知事会を通じて国に要望し

ています。

アスベスト関係法令の制度等については、関係部局と連携した情報発信や関係団体を通じた情報提供を行っており、引き続きこれらの取組を推進してまいります。

処分場の整備については、処分業者が主体となって行われるものであり、県としては、産業廃棄物の適正な処分が図られるよう産業廃棄物の排出実態を把握しつつ、必要な指導を行ってまいります。

県では、「かながわ環境整備センター」でアスベストを受け入れています。受け入れできるアスベストは飛散性の低いものに限るとともに、埋立時の安全面を重視して搬入時にシート等で密閉すること等梱包方法を指定しています。

なお、建築基準法の県所管区域において吹付アスベストの含有調査への補助を継続してまいります。

また、当該補助制度を所管する国土交通省からは、この補助制度は建築基準法の規定をもとにしたものであり、レベル1以外の対象建材の調査費用を補助の対象とすることについては難しいと聞いております。

(要望)

#### 7. 地籍調査および境界情報のデジタル化推進について

災害復旧や都市整備の円滑な実施には、地籍調査の推進と境界情報の整備が不可欠である。境界確定図のデジタル化とオンライン閲覧システムの構築により、行政手続きの効率化と土地利用の透明性が飛躍的に向上する。国の地理空間情報政策とも整合させ、自治体間の連携を強化しながら、地籍情報の標準化とデジタル化を加速させる制度整備を行うこと。

(回答)

本県の地籍調査実施率は約15%と、全国平均と比べ低い状況にあるため、これまで、未着手や休止中の市町村への働きかけを積極的に行っており、現在、休止中の1市1町を除く県内全ての市町村が地籍調査に着手しています。

今後も、地籍調査の実施主体である市町村と連携し、より一層の地籍調査の推進を図ります。なお、地籍調査情報のデジタル化などについては、様々な機会を捉え国などに働きかけてまいります。

(要望)

#### 8. 建設業における脱炭素化の推進について

建設業における脱炭素化は、国の温室効果ガス削減目標の達成に向けた重要な取り組みである。省エネ建材の活用や再生可能エネルギー設備の導入、施工段階でのCO<sub>2</sub>排出量の「見える化」など、現場レベルでの実践が求められる。中小事業者が取り組みやすい補助制度や技術支援体制の整備を通じて、地域建設業の脱炭素化を着実に推進する制度設計を

行うこと。

(回答)

県では、大規模な建築物の建築主に対し、地球温暖化対策の措置及び評価等を記載した計画書の提出を義務づける「建築物温暖化対策計画書制度」により、建築主の地球温暖化に対する自主的な取組を促進し、市場を通じてより環境性能に優れた建築物への誘導を図ってまいります。また、中小事業者向けの脱炭素支援策として、太陽光発電等の導入に係る経費の一部を補助する「自家消費型再生可能エネルギー導入費補助」や、省エネ設備の導入に係る経費の一部を補助する「省エネルギー設備導入費等補助」を実施するなど、県としても引き続き支援を進めてまいります。

(要望)

#### 9. 建設現場におけるICT活用の促進について

建設現場におけるICTの活用は、生産性向上・安全管理・品質確保に資する重要な手段である。ドローン測量や遠隔臨場、BIM/CIMの導入など、施工の高度化に対応する技術支援が必要である。中小事業者でも導入可能な機器やソフトウェアの普及促進と、技術者育成のための研修制度の充実を図り、ICT活用による現場力強化を推進する施策を行うこと。

(回答)

県では、建設現場の生産性向上に向け、ICT活用工事や遠隔臨場など、建設現場のDX化に積極的に取り組んでいます。

ICT活用工事や遠隔臨場等に係る費用については、積算基準等に基づき必要な費用を設計に計上しています。また、DXの推進に必要な資機材などの購入を支援するため、県独自に中小企業向けの補助金制度を設けており、建設業団体に対して積極的な活用を促しています。

さらに、中小建設業者へのICT活用工事の普及促進を図る目的で、技術者育成のための研修制度として、現場体験会などを継続的に実施しています。

(要望)

#### 10. 県営住宅の建替えについて

県営住宅では、入居者の高齢化や建物の老朽化が進行しており、居住環境の改善は喫緊の課題となっている。住戸面積の拡大やバリアフリー対応を図るには、改善工事のみでは限界があるため、現在も「健康団地推進計画」に基づき建替えを進めている。

建替えにあたっては、築年数や立地条件に加え、地域バランスにも十分配慮する必要があることから、「健康団地推進計画」を改定する際には、これらの要素を総合的に勘案して、建替えに着手する団地の選定を行い、老朽化した県営住宅の建替えをより一層推進すること。

(回答)

令和10年度の「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」の改定に向けて、建替えに着手する団地の考え方について、地域のバランスも含めて、改めて検討していきます。その上で、建替えに着手する団地を適切に選定し、引き続き老朽化した県営住宅の建替えを推進していきます。

(要望)

11. 脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの地産地消の取組について

県営電気事業ではこれまで、「再生可能エネルギーの地産地消の推進」として、一般水力発電所で発電した電力をすべて県内に供給する取組を行っていることは承知している。県内の資源で発電した再生可能エネルギーの電気を、県民や県内企業に消費していただく地産地消の取組は、脱炭素社会の実現に向け重要であることから、今後も継続して取り組むこと。

(回答)

企業庁では、県内の二酸化炭素の排出削減のため、水力発電等で発電したクリーンエネルギーをすべて県内へ供給する、電力の地産地消に引き続き取り組んでまいります。

(要望)

12. 県営水道の有機フッ素化合物に関する対応について

国は、2026年4月からPFOS及びPFOAを水道の水質基準に格上げするための関係省令を公布したことから、水道事業者は、新たに検査の実施と水道水1リットル当たり50ナノグラム以下とする基準値の遵守が課せられる。これまでも、神奈川県内の一部の河川や地下水からPFOS及びPFOAが検出されていることから、神奈川県営水道においては、「安全で良質な水道」に向け、安全かつ安心な水道水を供給できる体制を維持・強化し、今後もPFOS及びPFOAの水質基準への格上げを踏まえ、検査体制を確保するなど、安全・安心な水道水の供給に万全の体制を整えること。

(回答)

県営水道では、すでに令和2年度からPFOS及びPFOAの検査を定期的実施しており、これまで全ての検査地点において不検出となっています。

また、更に迅速な検査が可能となるよう、水道水質センターにおいて、PFOS・PFOAの分析の前処理を自動で行うことができる装置（全自動固相抽出装置）を令和7年3月に導入し、検査体制の充実も図っています。

(要望)

## 文教常任委員会

### 1. 教員不足の解消に向けた取組について

全国的に教員不足の状況であり、本県にとっても喫緊の課題である。昨年3月には「教員の働き方改革に関する若手教員プロジェクトチーム」の提言が取りまとめられ、教育長を中心に更なる業務改革を引き続き行い、「選ばれる職業」としていく必要がある。

また、教育の質を向上させ続けることから、教員採用にも引き続き注力する必要がある。県内でいえば川崎市をはじめ、いくつかの地域で、奨学金返還支援事業が行われて、教員を志す者にとって、魅力的な施策が行われており、教員の獲得競争は激化している。この制度について、県教育委員会は財政的な見地や施策の効果が発揮されていない、という理由から消極的であると認識している。しかし、大学で教職を志して4年間の勉学の期間を経なければ、教職の採用に応募することができないため、短絡的に結論を出すべきではないと考える。この制度については、財政面や施策の効果について研究すること。

また、教員の働き方がいわゆる“ブラック”であることや、教員の加配が要因となって、教員不足が起こっていると認識するため、中長期的にどのくらいの教員が必要なのか、将来の見通しを積算することが必要と考える。これについて検討を行うこと。

(回答)

教員採用については、様々な経験を有する多様な人材、教員としてふさわしい資質能力を有する人材、即戦力となる人材の確保を図るため、今後も試験制度について工夫・改善に努めてまいります。

また、個別相談会や全国各地に出向いて説明会を開催し、教員の魅力や試験制度、神奈川の働き方改革について説明し、神奈川県採用試験の受験を働きかけています。

教員を対象とした奨学金返済の支援については、後年度負担を伴うものであることから、引き続き、導入自治体の応募倍率の推移や他の自治体の動向等を注視しながら、慎重に検討してまいります。なお、大学院修了者の奨学金返還支援制度の学部段階への拡充について、引き続き県教育委員会として国に要望してまいります。

教員の必要数については、中長期的な基礎定数の見通しに裏付けられた計画的・安定的な教職員人事を実現するために、中長期的な定数改善計画を策定することを、引き続き県教育委員会として国に要望してまいります。

なお、教員の採用に当たっては、児童・生徒数の今後の推計、退職者・再任用者の見込数をもとに、将来的な年齢構成も踏まえ、中期的な視点に立って採用数の確保に努めています。

(要望)

### 2. 学校におけるセクハラ行為や教職員によるわいせつ事案の根絶に向けて

県教育委員会では児童・生徒の人格形成に大きな役割を担っている「学校」でのセクハラ行為の根絶に努めているとはいえ、県立高校生等を対象とした調査では未だにセクハラ

行為に対しての訴えが後を絶たない。この中には、生徒間でのセクハラやわいせつ事案もあるものの、昨今もニュース等で報道された本県内の教職員によるわいせつ事案も起こっており、こうした事態は看過できない。県は、この状況を重く捉え、県立学校長会議を開催し、危機感を共有したと認識している。

一部の不屈きな教員によって、教員への信頼が失墜することはあってはならない。そのためにも引き続き、セクハラやわいせつな行為は犯罪だという認識を一層強めるよう研修を行い、セクハラ防止対策、わいせつ事案根絶に徹底的に努めること。

また、生徒間でのハラスメント行為が増加している中、引き続き必要な対策を行うこと。

(回答)

県教育委員会では、不祥事防止の啓発資料にセクハラに該当する行為の具体例を掲載し、各県立学校での研修等において、確認するとともに、県立学校の管理職向け人権教育研修において、前年度のセクハラ調査の結果に触れ、校内での未然防止に向けた啓発を促すなどの取組を実施しています。

引き続き、最新の知識やセクハラ調査結果などを反映しながら様々な機会をとらえて、教職員への注意喚起・啓発に努めてまいります。

また、令和7年度は警察OBを講師に招き、わいせつ事案で逮捕されると自身や家族等の人生に甚大な影響を与え、加害者は刑事罰等の厳しい制裁を受けることを理解させる映像研修を実施したところですが、今後も教職員にわいせつ事案の重大性を理解させる研修等を実施してまいります。

さらに、生徒間のセクハラについて、県立学校の生徒に対してセクハラ調査の際にセクハラに該当する行為の具体例を掲載した啓発資料を配付し、生徒がセクハラに加害者にも被害者にもならないよう理解を促しています。引き続き生徒間のセクハラ被害の防止に向けて取り組んでまいります。

加えて、わいせつ事案等の被害にあった当事者を含め、児童・生徒の心のケアのため、被害を受けた児童・生徒の保護者と連携を図りながら、継続的にスクールカウンセラーとの面談を実施するなどの支援を行うとともに、学習面での配慮を行っています。

併せて、指導主事や臨床心理士などで構成する「学校緊急支援チーム」を学校の要請に応じて、当該校に派遣し、緊急カウンセリングを実施するなどの支援を行っています。

なお、県教育委員会では、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう「生命(いのち)の安全教育」の推進を行っています。

(要望)

### 3. 主権者教育について

近年、成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、主権者教育の充実が一層求められている。その目的は「国や社会の問題を自ら考え、判断し行動する人材を育成すること」である。これについて、子どもたちや教育者が理解し、主権者教育が推進されることが必

要である。

この方針に基づき、県選挙管理委員会と県教育委員会が連携し、県立学校内での期日前投票が2校で実施され、主権者教育にも繋がったと理解しているが、今後も参画する県立学校が増えるように努力すること。また、その期日前投票所で投票する権利を高校生に限ることなく、地域住民にも対象を広げること。

(回答)

期日前投票を県立高校2校で実施し、判明した課題や成果などを検証し他の県立学校への展開について、県教育委員会と連携し検討してまいります。

また、引き続き、市区町村選挙管理委員会の状況を考慮しつつ、同委員会と連携を図りながら、有権者の投票機会の更なる確保を図ってまいります。

(要望)

#### 4. G I G Aスクール構想の着実な推進について

第2期G I G Aスクール構想に向け、端末調達については国の予算で都道府県が基金を設置し、共同調達により市町村に補助金を交付することとなったが、維持管理に要する経費や端末を校外で活用する際に必要な通信費用等のランニングコストなど、様々な財政支援等が求められている。

とりわけ、県内自治体からは、端末の更新時期にあたり、神奈川県公立学校情報機器整備基金を活用することで、補助率2/3及び自治体負担1/3で購入できるが、価格高騰もあり、補助基準額で購入することができず、自治体の財政負担が大きくなっていると伺っている。

また、ICT環境の充実や、プログラミング教育が円滑に実施できるよう、ICT支援員等の追加配置が求められており、国とも連携した対応が必要である。

県教育委員会は、端末更新費用やICT支援員の加配について、国と連携し、県ができることについて検討すること。

(回答)

限られた財源の中、県独自で財政支援を行うことは困難ですが、次の事項について、引き続き県教育委員会として国に要望していくほか、全国都道府県教育委員会連合会を通じても要望してまいります。

- ・機器の更新費用に係る国庫補助について、継続的かつ十分な財政措置を講ずること。
- ・機器の保守管理や通信費について、国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政措置を講ずること。
- ・希望する学校全てにICT支援員を配置できるよう財政措置の更なる充実を図ること。

(要望)

## 5. 教員の多忙化解消について

「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を改定し、教員の多忙化解消に向けて掲げた目標は教職員や市町村の意見を反映し、地域、保護者の協力を得ながら早期に達成すること。

また、取組の一環として2025年度から創設された「市町村立学校働き方改革加速化補助金」については、3年間限定かつ補助率が段階的に縮小されることとなっているが、確保した財源は弾力的に運用できるよう進めること。

(回答)

県教育委員会では、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に基づき、教員の長時間勤務の是正に向けて、教員をサポートする業務アシスタントなどの外部人材の積極的な活用等に取り組んできました。

これらの取組をより一層加速化させるため、学校現場の声や、国の動向等を踏まえ、令和元年10月に策定した「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を令和7年3月に改定し、「長時間勤務の是正」と「ウェルビーイングの向上」を目標として掲げるとともに、県域の市町村教育委員会と共同で「神奈川の教員の働き方改革加速化宣言」を発出しました。

また、令和7年6月に改正された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法により、服務監督教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定と公表等が義務付けられたことを踏まえ、県教育委員会においても、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を基本とした上で、令和8年3月に「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定する予定です。

市町村教育委員会に対しては、令和7年度から3年間限定の特例的な措置として、市町村教育委員会の取組に対する支援を行う「市町村立学校働き方改革加速化補助金」を交付し、市町村の実情に応じた柔軟な運用に努めています。

県立学校においては、校務DXの更なる推進などを講ずることとしたところです。

今後も引き続き、教員が子どもたちと向き合う時間を確保できるよう、教員の働き方改革を着実に推進してまいります。

(要望)

## 6. 帰国・外国人児童生徒等への教育支援体制の充実について

近年、帰国・外国人児童生徒等が増加しており、言語や文化の壁により学習や学校生活に困難を抱える子どもたちへの支援が急務である。全ての児童・生徒が安心して学べる環境を整えるため、国際教室の拡充や、現場で対応する教職員への支援体制の強化、各市町村への財政的・制度的支援を国に働きかけるとともに、県としても講ずること。

(回答)

県教育委員会では、県立高校に在籍する日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に

送ることができるよう、NPO法人に委託して多文化教育コーディネーターを派遣しています。

また、NPO法人など地域の人材と連携し、日本語の学習支援などを行うとともに、入学予定者に対して、プレスクールとして日本語の学習支援などを行っています。令和7年度からは、会場を増やすとともに、対象も全県の生徒に拡大しました。

併せて、生徒の指導上、保護者等との意思疎通を適切に図るために通訳を必要とする場合に、通訳者派遣に必要な費用を措置しています。

県教育委員会では、日本語指導の必要な外国籍児童・生徒が5人以上在籍する小・中学校には、日本語指導等の適応指導を行うために専任教員を配置しており、対象となる児童・生徒数の増加に応じて配置数を増やしています。

本県の限られた財源の中では、この基準を引き下げることが困難ですが、対象児童・生徒が少数在籍する学校においても、状況に応じて加配定数を確保することができるよう、引き続き県教育委員会として国に要望していくほか、全国都道府県教育委員会連合会を通じても要望してまいります。

また、日本語学習の支援や通訳派遣に係る支援について、外国につながるのある児童・生徒の支援体制を整備するため、国庫補助を活用して「帰国・外国人児童生徒等教育推進支援事業費補助」として、市町村が公立小・中学校に日本語の指導・教科学習の補習を行う支援員を配置するために要する経費などを補助しており、国の補助率の拡大などについて、引き続き県教育委員会として国に要望していくほか、全国都道府県教育委員会連合会を通じても要望してまいります。

(要望)

## 7. 多様な子どもたちへの支援体制について

いじめ、不登校、貧困、ヤングケアラー等、子どもたちを取り巻く環境は目まぐるしく変化し、相談ケースの増加や多様化が進んでいる。県費スクールカウンセラーを小学校にも配置するとともに、家庭への支援も必要であるため、スクールソーシャルワーカーの配置を強化すること。

また、2024年度から設置の校内教育支援センターを拡充し、支援員が毎日勤務できる予算措置を確保し、全中学校区に1名配置されている支援員を、小学校への配置も進めること。

(回答)

県教育委員会では令和5年度から、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の配置を大幅に拡充しました。

また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを義務標準法及び高校標準法の算定の対象とすること等や、校内教育支援センターの支援員を希望する全ての公立学校に配置することについて、引き続き県教育委員会として国に要望していくほか、全国

都道府県教育委員会連合会を通じても要望してまいります。

(要望)

## 8. 給食の無償化について

国において検討を進めている学校給食費の無償化について、制度の早期創設と中学校への速やかな拡充を強く働きかけること。その際、自治体間で費用負担に格差が生じることのないよう、地方交付税措置によるのではなく、国庫負担金の創設や拡充、新たな財源の確保などにより、恒久的かつ安定的な制度となるよう求めるべきである。また、給食に地場産の食材を活用できるような補助制度の創設や、県費による学校栄養職員の配置基準の見直しについても、併せて国に働きかけること。

国の制度が実現するまでの間は、県において独自の補助制度を創設し、各地域における無償化の取組を支援すること。

(回答)

国は、令和8年4月から小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減を実施することとしており、県教育委員会は、御要望の点について、小学校段階において、令和8年度で所要の措置を講ずることといたしました。

また、中学校の給食費の負担軽減も、早期の実現に向けて検討を進めること、特色ある給食の提供に係る各省関係事業や物価高騰対策に係る交付金を柔軟に活用できる仕組みとすること、地方交付税で措置する場合は、精緻に算定するとともに、国税の法定率の引き上げや新たな地方譲与税の創設なども検討することについて、全国知事会を通じて国に要望しています。

学校栄養職員等の配置については義務標準法に規定があり、独自の基準の設置など、現行の基準を上回る配置については、限られた財源の中では困難ですが、食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るため、学校規模や給食の実施方法にかかわらず、学校栄養職員等を各校に1名配置できるよう、義務標準法に定める配置基準を見直すことについて、引き続き県教育委員会として国に要望していくほか、全国都道府県教育委員会連合会を通じても要望してまいります。

(要望)

## 9. インクルーシブ教育の推進について

障がいのある児童・生徒や医療的ケア児が増加する中、学校現場では専門人材の確保が急務である。学習や生活を支える特別支援教育支援員や介助員、医療的ケアを担う学校看護師の安定的配置については、国に対し財政措置の拡充を強く要望するとともに、県としても市町村の過重な負担を軽減する支援を求める。

さらに、養護教諭の複数配置、教育支援コーディネーターの専任化、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの全校配置や発達障がい詳しい臨床心理士、介助員、

通級指導教室の県費指導教員の増員などを進めることが不可欠である。

これらの体制整備は、全ての子どもが安心して学べる環境を保障し、共に学び合うフルインクルーシブ教育の推進につながるものであるため、実効性ある施策を講ずること。

(回答)

特別支援教育支援員、学校看護師については国が地方財政措置を実施しているところですが、県教育委員会としては、配置に係る地方財政措置の更なる拡充について、引き続き全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望してまいります。

また、県教育委員会としては、特別支援学校がもつ医療的ケアの専門性を活かし、小・中学校の教員への医療的ケアに関する研修や特別支援学校の看護師の市町村派遣などを通じて、引き続き各市町村教育委員会の医療的ケアを支援してまいります。

養護教諭の複数配置や特別支援教育コーディネーターの専任化については、引き続き全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望してまいります。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを義務標準法及び高校標準法の算定の対象とすること等については、引き続き県教育委員会として国に要望していくほか、全国都道府県教育委員会連合会を通じても要望してまいります。

通級指導教育に対応する教員の配置については、いわゆる義務標準法に規定があり、法改正により基礎定数化が進んでいるところですが、対象児童生徒が少数在籍する学校においても状況に応じて定数を確保することができるよう、引き続き県教育委員会として国に要望していくほか、全国都道府県教育委員会連合会を通じても要望してまいります。

また、幼少期から当たり前にすべての子どもが共に学ぶ環境を実現するためには、義務教育の入り口となる、小学校入学時の就学判断を担う市町村が主体となった取組が必要であると考え、「フルインクルーシブ教育推進市町村」に指定した海老名市と幼児期から連続した体制の実現に向けて取組を進めており、令和8年度は「フルインクルーシブ教育推進市町村」として指定した海老名市のすべての小・中学校に、特別支援教育コーディネーターの後補充非常勤講師の配置を拡充する措置を新たに講ずることといたしました。

あわせて、障がいのある生徒の入学に際しては、共に学ぶために必要な環境整備や支援のあり方を学校、生徒及び保護者が話し合う中で、よりよい高校生活を送るための体制づくりを進めてまいります。

(要望)

## 10. 教員配置について

近年、教育現場では教員数の不足や、実態に即した人員配置が進んでいないという課題がある。少人数学級の推進、特別支援教育の充実、不登校支援など、教員に求められる役割は一層多様化・複雑化しており、現場のニーズに応じた教員配置の拡充が必要である。こうした中、定年後の教職員の再任用は、経験豊富な人材を引き続き活用できる有効な方策の一つとされているが、再任用後も責任や業務内容は変わらないにもかかわらず、賃金

が定年前に比べ大幅に低く抑えられている現状がある。県においては、教員不足の解消や人材確保の観点に加え、「同一労働同一賃金」の理念も踏まえ、高齢層教職員の処遇改善に積極的に取り組むこと。

(回答)

高齢層の教員の処遇について、再任用職員も教職調整額の引き上げを行うこととしたほか、学級担任への加算については、60歳前職員と同額の月額3,000円を支給することといたしました。

また、再任用職員については、これまで生活関連の手当が支給されていませんでしたが、令和7年4月から、住居手当を支給するよう改善を図っています。

なお、地方公務員の給与は、地方公務員法第24条において国の取扱いを考慮して定めるとされており、国家公務員においては民間企業の高齢期雇用の実態等を踏まえて給与が設定されていることから、本県も同様の取扱いとしています。

引き続き、国の取扱いや公民較差に基づく県人事委員会勧告や他の職種との均衡、他の都道府県の状況等をみながら対処してまいります。

(要望)

地域要望

横浜市

#### 1. 権太坂和泉線の信号について

権太坂和泉線は横浜新道を迂回する幹線道路として定着し、交通量が増加しているが、中田さちが丘線と交差する信号箇所（信号名なし）においてボトルネックが生じている。

その要因として東戸塚方面から走行する車両が右折して中田さちが丘線に侵入する際に、対向車線の通行が途切れないことで右折ができずに停止しているため、その間、後続車両は直進も左折もできない状態が続くことで渋滞が発生している。

改善策として、当該車線は右折レーンを設けるスペースがないため、対向車線（岡津方面から東戸塚方面）の信号を時間差で赤信号にすることで、その間に右左折直進車両を流す手法が適切であると考えます。

特に、朝夕の通勤時間帯や横浜新道下り線が渋滞する行楽シーズンの土日の日中時間帯を中心に早期の対策を図ること。

(回答)

十字路交差点において時差式信号機を運用する際は、右折車両と直進車両が衝突する事故を防止する観点から、青信号を短縮する側の流入交通に対して右折禁止の交通規制を併用する必要がありますが、現在の交通実態に鑑みると、そのような交通規制は現実的ではありません。

よって、現状の道路形状のまま、時差式信号機に改良することは困難です。

(要望)

## 2. 日産自動車追浜工場の生産終了を踏まえた関連産業支援と金沢産業団地の企業立地・産業集積の推進について

日産自動車追浜工場の生産終了の影響は金沢区の各種産業に波及するため、各企業の支援や雇用確保に重点的な支援を実施すること。

また、アジア有数の規模を有する金沢産業団地の振興については、歴史的に神奈川県が横浜市と連携して深く関わっており、今後も横浜市と連携し厳しい操業環境にある各企業への人材確保や技術開発等の支援を充実すること。

(回答)

米国関税及び日産自動車生産縮小への対応については、国、県、関係市や支援機関で構成する「米国関税及び日産自動車生産縮小に関する対策協議会」を令和7年6月に設立し、支援施策の共有や影響の把握などに取り組んでいます。

また、関係行政機関における情報共有等を行い、連携した対応を図ることを目的に、国・神奈川県・横浜市・横須賀市が合同で、産業労働局長を本部長とした「日産自動車株式会社追浜工場の車両生産終了に係る関係行政機関連携本部」を設置し、令和7年7月の第1回会議では、日産自動車エスピノーサ社長からの現状報告や、意見交換を行いました。

さらに、連携本部の下部組織として、関係行政機関及び日産自動車の実務者による「地域経済部会」及び「雇用部会」を設置し、地域経済及び雇用に係る情報収集や課題の検討を行っています。

今後も、関係機関と連携し、必要な支援策を検討してまいります。

(要望)

## 3. 県立特別支援学校の通学バスのトイレ休憩時間確保など利用者本位の見直しについて

長時間にわたる通学途中にトイレ休憩がないことで困窮が生じているため、早急に見直し、適切な休憩場所を設定し通学バスの運行に組み込むこと。

(回答)

県立特別支援学校では、スクールバスの運行に当たり、子どもたちの生理現象に備え、スクールバスに携帯トイレを用意している学校があります。

また、令和8年度は、スクールバスの待ち時間を短縮できるよう、全てのバスにGPSを搭載し、保護者がバスの現在地を確認できる措置を講ずることといたしました。

今後は、県立学校や企業等、渋滞など不測の事態の際に、一時的に立ち寄り、トイレなどを利用できる施設の確保についても検討してまいります。

(要望)

#### 4. 東京湾の水産業振興について

東京湾における水産資源の生育環境を科学的に改善し、資源保護につとめ水産業の振興を図ること。

(回答)

近年、東京湾ではタチウオ資源への依存度が高まっていることから、東京湾内の栄養塩や餌料等の生育環境、産卵量等を科学的に調査し、タチウオ資源を持続的に有効利用するための資源管理を推進してまいります。

また、その他の魚種についても、資源の動向を継続的に把握し、科学的知見に基づき漁業者が主体となって取り組む資源管理を推進してまいります。

(要望)

#### 5. 圏央道の開通促進について

圏央道の全通への大きな弾みとなり本県経済の活性化に資するためにも横浜湘南道路、高速横浜環状南線の早期開通を図ること。

(回答)

横浜湘南道路及び高速横浜環状南線の早期整備については、県内関係市町村や経済団体と連携して、国や高速道路会社に要望してきたところであり、今後も、引き続き、様々な機会をとらえて、国等に強く働きかけてまいります。

(要望)

#### 6. 京急沿線の土砂崩壊対策について

県民生活の根幹を支える鉄道沿線で頻発する土砂災害に対し、根本的な崩壊防止対策を講じ、安全で安心できる鉄道輸送体制を実現させること。

(回答)

鉄道敷の斜面補強等の土砂流入防止対策に対しては、国による補助制度が設けられており、安全な鉄道輸送確保のための対策は鉄道事業者が行っています。

なお、県では、土砂災害から人家等を保全するため、法に基づく一定の要件を満たした箇所において、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等により、対策工事を実施していますが、鉄道事業者が所有・管理する用地は、原則として本事業の対象外となります。

例外として、保全対象に鉄道施設以外の人家等が含まれる場合には、鉄道用地を含む場所であっても、鉄道事業者と協力のうえ、急傾斜地崩壊対策工事を実施できることがあるため、鉄道事業者と個別に協議しており、京急沿線の大滝町地区では、京急電鉄と協力し、対策工事を実施しています。

(要望)

#### 7. 綱島駅と新綱島駅を往来するための通称綱島街道への横断歩道再設置に

ついて

新綱島駅が開業し、再開発などによる駅間の人の流れが増加した。しかし、再開発の影響などにより、綱島街道の道路の形状も一部変更され、何故か綱島交差点北側にある信号機設置交差点の横断歩道がなくなった。

この横断歩道を消した理由は、再開発組合や道路管理者の意向、具体的には交通渋滞の緩和や今後上部に歩道橋が架かることがあったのだろうと側聞している。

しかし、この交差点の横断歩道再設置については、地元連合自治会や地域の方や再設置の要望が挙がってきている。

そのため、横断歩道の引き直しを実現させること。

(回答)

綱島駅と新綱島駅間を往来する横断歩道については、綱島街道上の至近距離に3機の信号機が連続し、交通の円滑を損なう懸念があるため、令和5年に撤去しています。交差点負荷を軽減し、横断歩行者の安全性を確保する目的で建設予定のビル間に立体横断施設を設置し、歩行者を横断させる計画でしたが、再開発が進まず立体横断施設の設置が未定になっていることから、横断歩道の再設置について道路管理者との協議を行ったところ、令和8年春頃の供用を目指して横断歩道を再設置することで合意しました。

(要望)

川崎市

#### 1. 県立高校の体育館の空調設置について

川崎市における緊急避難場所に指定されている下記の高校の体育館に空調設備を設置すること。

高校名：向の岡工業高校（堰）、多摩高校（宿河原）

(回答)

県教育委員会では、県立高校の既存の体育館への空調整備について、当面建替えの予定がなく、市町の指定避難所（災害時に自宅に住めなくなった避難者等の収容等を目的とする施設）となっている学校から整備を進めることとしています。

そのため、向の岡工業高校及び多摩高校を含むそれ以外の学校の体育館空調整備についても、今後、できるだけ整備を加速させられるよう、県債の活用による財源の確保や整備期間の短縮が可能となるリース方式の導入など、様々な可能性について検討してまいります。

なお、令和8年度は、既存体育館への空調設備について、リース方式等による整備手法の調査・検討に取り組んでまいります。

(要望)

## 2. 臨港警察署の早期建替えについて

神奈川県内の警察署の中でも、老朽化著しい臨港警察署を早期に建替えること。

(回答)

御要望の点については、令和5年度に建替可能性調査を専門業者に委託し、現在地に建て替えが可能であるとの見解を得ていることから、引き続き早期の建て替えに向けた予算の確保に努めてまいります。

(要望)

鎌倉市

### 1. 津波対策の強化

国道134号線下開口部への防潮扉の設置、134号線の防潮堤のかさ上げ、浸水想定域への避難施設の設置に対する支援など、津波浸水想定に基づく防災対策が進むよう支援するとともに、国との調整を図り、新たな知見や制度などについての市町村への情報提供や協議を密に実施すること。

(回答)

国道134号に設置されている市管理の地下通路への防潮扉の設置や浸水想定区域への避難施設の設置に対する支援については、技術的助言を行うなど、県としても必要な支援等を行ってまいります。

また、県では「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、津波ハザードマップの作成や避難誘導標識、避難情報看板の整備など津波対策に係る市町村の取組について財政支援を行っております。

引き続き、この補助金により市町村の取組を支援してまいります。

なお、国道134号沿いの県が管理する防潮堤などの海岸保全施設の整備については、数十年から百数十年に一度程度に発生する頻度の津波(L1)を対象としており、施工性・経済性・周辺環境との調和などを総合的に考慮し、地域の皆様や、鎌倉市の御意見を伺いながら、整備計画を取りまとめてまいります。

(要望)

### 2. 急傾斜地崩壊対策の推進

急傾斜地崩壊危険区域指定を迅速に進めると共に、急傾斜地事業の急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準を緩和するように国に強く働きかけること。また、鎌倉市の地形特性として小規模ながけ面が多いため、指定基準の緩和も国に働きかけること。

(回答)

急傾斜地崩壊危険区域の指定は、地域住民や地権者の合意など、準備が整った箇所から順次、早期指定に向け、手続きを進めてまいります。県では、急傾斜地崩壊対策事業における公共事業の採択基準の緩和について国に対して強く働きかけを行った結果、令和5年

度から、国の補助事業の「まちづくり連携砂防等事業」が拡充され、がけ高の採択要件が10m以上から5m以上に緩和されました。しかし、この要件緩和を活用するためには、市町村が作成する立地適正化計画等の中に、砂防関係施設に関する整備方針等の記載が必要となるなど、一定の要件がありますので、今後、市町村の御協力をいただきながら、連携して事業を進めていきたいと考えています。

更なる採択基準の緩和については、国に対し、機会あるごとに要望していきます。

(要望)

### 3. 湘南深沢駅のバリアフリー化に伴う鉄道駅総合改善事業に係る支援について

湘南モノレール湘南深沢駅は隣接する村岡・深沢地区土地区画整理事業の進展等により、将来的に8,300人の乗降客数が見込まれており、乗降客数の増加に対応するため、湘南深沢駅ではバリアフリー化を進めるとともに、安全性の向上が必須である。これら改修工事について、神奈川県も国土交通省の鉄道駅総合改善事業費補助制度を活用するなど金銭的な支援を行うこと。

(回答)

県は、広域自治体として、村岡新駅（仮称）など、新駅設置について、地元市と一緒に整備費用の一部を負担していますが、「鉄道駅総合改善事業」を活用した既存駅の改良事業については、事業者や、地元市が負担するものと考えています。

なお、駅施設のバリアフリー化については、バリアフリー法において鉄軌道事業者が行うこととされておりますが、県は、事業者が行うエレベーター設置について地元市と協調した財政支援を行っておりますので、引き続き、御相談に応じてまいります。

(要望)

### 4. 県道等の早期事業化、整備について

(1) 県道304号（腰越大船線）山崎跨線橋南交差点内の対面構造の是正及び山崎跨線橋への右折レーンの延長並びに歩行者環境の改善を早期に完成すること。

(回答)

県道304号（腰越大船）の山崎跨線橋南交差点については、鎌倉市所有の土地を取得させていただきながら、交差点改良を進めています。

現在は、南側（腰越方面車線側）において、車道等の工事を進めています。

引き続き、早期の完成を目指して工事を進めてまいります。

(要望)

(2) 県道23号（原宿六ツ浦線）の鎌倉市域部分について、隣接する横浜市と同等の道路整備を速やかに行うこと。

(回答)

県道 23 号（原宿六ツ浦）の鎌倉市域については、令和 5 年度から横浜市域と同等の道路整備を進めています。

今後も、地元市の協力を得ながら、事業を推進してまいります。

(要望)

(3) 第 1 次緊急輸送道路となっている国道 134 号及び県道 21 号（横浜鎌倉線）の無電柱化を早期に実施されたい。特に、無電柱化実施済みである若宮大路から先、県道 21 号の八幡宮前から北鎌倉駅前までの無電柱化延長すること。

(回答)

国道 134 号及び県道 21 号（横浜鎌倉）の八幡宮前から北鎌倉駅前までの区間については、歩道が狭く、電線共同溝の設置は困難なことから、どのような対応が可能なのか、引き続き、市と一緒に検討してまいります。

(要望)

(4) 神奈川県無電柱化推進計画の実施計画箇所にある県道 304 号（腰越大船線）について、無電柱化計画区間を第 2 次緊急輸送道路である県道 32 号（藤沢鎌倉線）の手広交差点まで延長し、早期の無電柱化を実現すること。

(回答)

県道 304 号（腰越大船）の手広交差点までの無電柱化の延長については、現状では歩道が狭いため、電線共同溝の設置は困難です。

一方で、隣接する深沢地区では、今後、土地区画整理事業に合わせた無電柱化が行われる計画もあることから、連携した取り組みについて、土地区画整理事業者や市と検討してまいります。

(要望)

(5) 県道 32 号（藤沢鎌倉線）の鎌倉大仏周辺について、歩道上まで沿道の商店が商品等を陳列していることで、歩行者が車道を通行することを余儀なくされている状況が散見されるため、歩行空間の改善、啓発について、県と市が連携して取り組むこと。

(回答)

県道 32 号（藤沢鎌倉）において、沿道の商店が歩道上に商品等を陳列していることは、道路法上の不法占用となることから、県土木事務所では商品等を撤去するよう行政指導を行っており、令和 6 年度は市と合同でパトロールを 2 回実施しました。

今後も引き続き、市と合同でパトロールを実施するなど、歩行空間の改善啓発に市と連携して取り組んでまいります。

(要望)

(6) 同路線の沿線に所在する神奈川県道路公社が管理する大仏前駐車場の一部を活用し、観光バスの乗降に使える一時停車スペースの整備をするなど、観光客などの歩行者と車両の動線を整理すること。

(回答)

鎌倉大仏前駐車場周辺における、歩行者と車両の動線の整理については、市が令和7年7月に設置した、県、市、道路公社が一堂に会する会議を通じて、どのような対策が可能か市とともに検討してまいります。

(要望)

## 5. 広域的な緑地保全の推進について

近郊緑地特別保全地区の買入れ事務、歴史的風土特別保存地区の指定拡大や市域を跨ぐ緑地の保全への積極的な関与、並びにこれらの広域的な地域制緑地に対する積極的な維持管理や所有管理に対する補助制度創設及び市による樹林地管理事業への支援など、法制度の趣旨に基づく県市の適正な役割分担の考え方に沿った対応をすること。

(回答)

近郊緑地特別保全地区の買入事務については、現行の国庫補助率の引上げといった支援措置の拡充を引き続き国に要望してまいります。

歴史的風土特別保存地区の指定拡大については、市から具体的な提案を伺いながら、その必要性について検討してまいります。

市域をまたぐ大規模緑地に対する積極的な関与については、今後、具体的な提案・相談があれば、対応を検討してまいります。

民有地の樹林地管理に対する支援として、従前の自然保護奨励金制度に加えて、令和6年度に特別緑地保全地区等の機能維持増進事業（国庫補助事業）が創設されましたので、市町村に対し、活用を案内してまいります。

なお、民有緑地が抱えている諸問題については、引き続き、県も市と共に考えてまいります。

(要望)

## 6. 住宅宿泊事業法に基づく民泊事業に対する制限について

民泊施設の急増に伴い、地域の生活環境の悪化や周辺住民とのトラブルが増大している。市町村から要望があった場合、これに対処するため、住宅宿泊事業法に基づく民泊事業に対し、一定の区域及び期間を設け「住宅宿泊事業第18条の規定に基づく条例」による制限を設けること。

事業開始前の周辺住民に対して周知するほか、周辺住民の説明会の義務化や開業する民泊施設が位置する自治町内会長への事前周知を義務化すること。

また、民泊の苦情、相談ごとに関する、ワンストップの相談窓口を設けること。さらに、違法な事業者や悪質な事業者については厳しく対処すること。

(回答)

条例に基づく事業の実施制限については、今後、要望をいただいた際には、その必要性を十分に確認し、対応を検討してまいります。

自治町内会を含めた周辺住民への事業開始前の周知の義務化については、各市町村からの意見を参考にしながらその必要性について検討していきます。

ワンストップの相談窓口は、県ホームページに連絡先を掲載し、周知を行いました。

指導等を実施した結果、改善が図られていない場合は、必要に応じて、施設に対して法令に基づいた改善命令や業務停止命令を行うことも検討します。

(要望)

茅ヶ崎市

#### 1. 小児医療費助成事業について

小児医療費助成事業は、少子化対策、子育て支援対策及び小児の健康増進策として、全国統一的な国の補助制度がない。各自治体独自で行っており、県内の基礎自治体は所得制限の撤廃や高校3年生まで対象を拡大しているが、県の補助金の範囲を超えているため、自治体の財政的な負担が大きい。

そこで、以下3点要望する。

##### (1) 県補助金の補助率を引き上げること。

(回答)

県では、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、小児医療費助成制度の実施主体である市町村に対して補助を行っています。

県としては同制度について、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として全国一律の医療費助成制度を創設するべきと考えており、国に対して、「全国知事会議」や「国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っています。今後も国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけていきます。

補助率の拡大についての御要望は、対象者が多く、多額の負担が生じることから、慎重に検討していきます。

(要望)

(2) 対象者の所得制限と一部負担金を撤廃するとともに、補助対象を18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大すること。

(回答)

所得制限・一部負担金の撤廃、補助対象年齢の拡大についての御要望は、対象者が多く、多額の負担が生じることから、慎重に検討していきます。

(要望)

(3) 県補助金の事務処理に関してレセプトの種類により手数料が異なり、対象者の抽出に関する事務が煩雑であることから、補助金の算定における手数料の額を一律とするなどの事務負担の軽減を図ること。

(回答)

県でも、フリースクール等は、不登校の児童・生徒にとって、それぞれの状況に応じた居場所・学びの場として重要な役割を担っていると考えており、令和7年度から市町村と協調する形で利用料の支援を始めたところです。

補助の拡充については、今後、事業を実施していく中で、補助率や補助対象について、市町村の意見も伺いながら検討していきます。

(要望)

## 2. 障害福祉人材の確保及び定着、処遇改善のための障害福祉サービス費報酬改定並びに事業者支援策について

障害福祉サービスを安定的に供給するためには人材不足を解消し、職員の定着を促し、事業所の安定運営を支援するための財政的支援として、報酬の増額改定が必要である。障害福祉サービス費本体の報酬の増額を実施するよう国に働きかけること。

また、事業者が経営ノウハウを学び、個別にコンサルティングを受けることで、自法人の経営上の課題抽出や人材マネジメントを見直すきっかけとなり、安定的な経営に向けた足掛かりとなることが見込まれる。障害福祉事業所の人材確保及び定着に向けて、事業所経営の安定化を図るため、県内事業者に対して経営コンサルティングや人材マネジメントの支援策を講じること。

(回答)

障害福祉現場で働く支援員の待遇は、他業種に比べるとまだ十分とは言えず、より一層の改善が必要と考えております。また、障害福祉施設等は物価高騰だけでなく人件費の増大の影響も大きく、事業者は厳しい状況にあると承知しています。

こうした問題は全国共通であることから、国が統一的・継続的な対応が可能である報酬の更なる改定を行うこと、今後も予想される物価・賃金の上昇に迅速かつ適切に対応できる報酬制度を導入することを国に要望して国に要望してきました。

こうした動きを受け、国は令和7年11月に経済対策を策定し、報酬改定の効果を前倒しすることが必要であるという認識のもと、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置するほか、令和8年6月には処遇に係る報酬の随時改定を行うこととしており、一定の改善を図っておりますが、支援範囲が限定的であるなど課題もあることから、今後も継続して国による全国一律の支援を求めてまいります。

また、障害福祉事業所の人材確保及び定着について、令和7年度から働きやすさの向上

や事業所の魅力の発信に関する伴走型のコンサルティング支援事業を開始しました。

(要望)

### 3. 介護職員の確保及び処遇改善について

介護事業者の安定的な事業運営と介護人材の確保に向けて、財政的な支援や、地域と県が一体となった取組が必要である。介護支援専門員を含めた介護職員に対する更なる処遇改善及び介護報酬の見直しに向けた取組を推進することを国に要望すること。

また、若い世代が介護の仕事を身近に感じ、将来の担い手確保につながるよう、高等学校での取組を県と地域の介護事業者が一体となって推進すること。

(回答)

今後ますます増加する介護ニーズに応えるため、介護職員の処遇について、他の職種の給与水準を踏まえた更なる改善を図るほか、現行の介護報酬による処遇改善加算等の対象外となっている介護支援専門員に対しても、ベースアップに繋がる取組を推進するよう国に要望しています。

なお、国補正予算に盛り込まれた、令和8年度報酬改定の一部の前倒しとして介護従事者の賃金を引き上げるための補助や、物価高騰に対応した重点支援地方創生臨時交付金について、令和7年度12月補正予算で所要の措置を講ずることといたしました。

また、県では、希望する県立高校に、福祉の現場で活躍している介護職員等と福祉人材センターの職員が訪問し、仕事のやりがいや魅力を伝えるワークショップ形式の出張介護授業を実施するほか、高等学校での介護職場体験促進事業の取組について、生徒の積極的な参加につながるよう、インターンシップの受入可能な介護施設・事業所についてとりまとめ、高校教育課を通じ県立高校に情報提供を行っています。

(要望)

### 4. 焼却残渣再資源化事業に係る県内広域での連携体制の構築や強化について

特に首都圏の市町村にとっては、用地の確保等の理由により新たな最終処分場を建設することは極めて困難であることから、焼却残渣を最終処分場に埋め立てる処分方法には限界がある。そのため、再資源化事業者へ委託し資源化处理する傾向が高まっており、自治体間で再資源化事業者の獲得競争が生じている。焼却残渣の安定した処理が継続できるよう県内の自治体での広域連携体制の構築や再資源化処理事業者を県内に誘致するなど、再資源化処理体制の強化を図ること。

(回答)

焼却残渣を含む一般廃棄物の広域処理体制の構築及び強化については、まずは広域ブロックなど既存の枠組みを活用して御検討いただき、県は必要に応じ、技術的な支援を行ってまいります。

(要望)

## 5. 藤沢大磯線の「かながわみちづくり計画」への位置づけ、早期事業化について

さがみ縦貫道路のアクセス道路である藤沢大磯線の未整備区間について、現在改定作業を進めている「かながわのみちづくり計画」への位置づけを行うとともに、地域住民の安全性向上や交通ネットワークを構築する観点から早期事業化を図ること。

(回答)

(都) 藤沢大磯線の未整備区間は、カーブの多い側道や狭い県道を利用している状況であり、また、今後、横浜湘南道路が開通すると、藤沢インターチェンジを利用する車両の増加が見込まれ、この地域の交通環境の変化も想定されるため、令和8年3月に改定する「かながわのみちづくり計画」では、「将来に向けて検討が必要な道路」として位置付ける予定です。

今後、市と連携し、横浜湘南道路の開通による影響も勘案しながら、計画の具体化に向けた検討を進めていきます。

(要望)

## 6. 新国道線の県道区間の整備

本路線は「ちがさき都市マスタープラン」に位置づけている環状道路の一部を形成しており、本区間の整備により、環状機能を強化し茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制し渋滞の緩和及び市役所・市民文化会館・市立体育館・市立病院等の公共施設へのアクセスが向上する。また、本区間は工業系地域に接していることから工業系地域における自動車移動の利便性が向上する、等の効果が見込まれる。「茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では概ね10年以内に整備することを予定する路線と位置づけている。

都市計画道路新国道線のうち、県道45号(丸子中山茅ヶ崎線)から県道404号(遠藤茅ヶ崎線)までの区間について、「かながわのみちづくり計画」に基づき整備を行うこと。

(回答)

都市計画道路「新国道線」については、現行の「かながわのみちづくり計画」に「将来に向けて検討が必要な道路」として位置付けており、現在、市が主体となった勉強会に、県も参画し、課題の整理を行っているところです。

これまでに、県道45号(丸子中山茅ヶ崎)から県道404号(遠藤茅ヶ崎)までの区間については、既に市が、都市計画事業の認可を受け、事業を進めており、まずは、この事業を完了させる必要があること、また、未事業化区間には、桜並木や市道の通行の確保など、工事を実施する上で、配慮すべき課題があることを県と市で確認しています。

未事業化区間の事業化に向けては、市が実施している事業との調整や、配慮すべき課題について地域の理解と協力が必要であることから、引き続き、市が主体となって計画の熟

度を高めていただき、県は、市の検討に協力してまいります。

(要望)

## 海老名市

### 1. 市街化調整区域における立地基準の見直しについて

海老名市では、人口動態の変化や施設の老朽化により、すべての公共施設を維持管理することが難しく、公共施設再編（適正化）を進めている。

なかでも、公共施設全体の約半数を占める小中学校は老朽化が著しく、また現状の立地が将来の人口分布に適していないことから、統廃合や移転も検討しているが、市街化区域内で新たに学校用地を確保することは極めて困難であることから、学校施設については、都市計画法第34条第1号に基づき、市街化調整区域内での建設を認めること。

仮に第1号の対象とならない場合には、第14号の提案基準の対象とするなど柔軟に対応すること。

(回答)

市街化調整区域における開発許可の立地基準として、学校施設の開発行為を都市計画法第34条第1号の規定に基づく許可の対象にはしていませんが、同法第34条第14号に基づき許可を行った事例があります。

同条第14号に基づく許可をするに当たっては、「市街化区域内に学校用地の確保が困難であること」のほかに、周辺の市街化を促進するおそれがなく、開発許可制度運用指針の基準に適合し、県又は市の施策に基づく立地の必要性があることなどで判断するため、所管部局から厚木土木事務所東部センターに御相談いただくようお願いします。

(要望)

### 2. 新東名高速道路海老名南JCT以東の計画促進について

新東名高速道路の海老名南JCT以東区間については、東名高速との機能分担による高速性の確保や広域物流・観光交流の拡大、災害時のダブルネットワーク化による対応力と減災力の強化、一般道を利用する大型車両の減少による生活環境や通学路の安全性向上など多くの効果が見込まれる一方、市街化調整区域での土地利用進展や相模川渡河道路の渋滞、生活道路への通過車両流入といった課題が顕在化していることから、本路線の延伸を早急に具体化し、国に対して整備を強く働きかけること。

(回答)

新東名高速道路の海老名南JCT以東の計画の具体化については、県内関係市町村や経済団体と連携して、国等に要望してきたところであり、今後も、引き続き、様々な機会をとらえて、国等に強く働きかけてまいります。

(要望)

### 3. さがみグリーンライン自転車道の早期整備完了について

さがみグリーンライン自転車道は、相模川沿いのスポーツ施設をつなぐ基盤として位置づけられ、海老名市域ではサイクリングや健康増進の場として親しまれている。

現在、約 21km のうち海老名市から寒川町までの約 10km が先行整備されているが、市民からは早期整備完了を求める声が強くと寄せられている。

今後、海老名市が整備を予定するスポーツ・コミュニティ広場や既存の公園と連携し、広域的なスポーツイベントや交流の創出につなげるためにも、具体的な整備計画を示し、早期完了を実現すること。

(回答)

さがみグリーンライン自転車道については、県央地域の座架依橋付近から湘南地域の湘南大橋に至る計画延長約 21km のうち、圏央道と並行する海老名市河原口から寒川町一之宮までの約 10km を先行整備区間として位置づけています。

先行整備区間のうち、これまでに約 6.1km (海老名市域約 4.9km、寒川町域約 1.2km) の区間を供用しており、令和 7 年度は、約 2.6km (海老名市域約 1.0km、寒川町域約 1.6km) の区間が完成する予定です。

今後とも地元の御協力を得ながら、また、関係者の方々との調整を図りながら事業進捗に努めてまいります。

(要望)

### 4. 小児医療費助成制度の充実について

県は中学生入院の償還払いのみを補助対象としているが、実際には大多数を占める現物給付分は対象外で、市町村が独自に負担している。また、県の所得制限基準は既に廃止された旧児童手当法に基づいており、現行制度や 2024 年 10 月からの所得制限撤廃に対応していない。県内では多くの自治体が高校生まで助成を行っている中で、現物給付や高校生年代を含めた助成、所得制限撤廃による制度改善を図ること。

(回答)

県では、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、小児医療費助成制度の実施主体である市町村に対して補助を行っています。所得制限の撤廃、補助対象や補助対象年齢の拡大についての御要望は、対象者が多く、多額の負担が生じることから、慎重に検討していきます。

また、県としては同制度について、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として全国一律の医療費助成制度を創設するべきと考えており、国に対して、「全国知事会議」や「国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っています。今後も国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけていきます。

(要望)

## 5. オーラルフレイル健診の推進について

オーラルフレイル健診は、2018年度に県モデル事業として65歳以上を対象に開始され、2019年度からは市単独で55歳以上に拡大し、令和3年度の県モデル事業終了後も拡大、継続しており、現在、事業対象者の内75歳以上に後期高齢者医療広域連合後期高齢者保健事業補助金や市町村健康事業補助金を活用し実施している。

口腔機能低下の早期発見・治療を通じて市民の健康で自立した生活に寄与しており、事業継続は重要であることから、市町村健康事業補助金の歯周疾患検診費について、節目年齢のみならず50歳から74歳までを対象に加えるよう国に基準見直しを要望すること。

(回答)

「歯周疾患検診」は、歯周病の早期発見・早期治療によって歯の喪失を防ぐ観点から、オーラルフレイル対策としても重要と認識しており、対象年齢については、国でデータに基づき費用対効果を含む検討が行われていることから、その検討状況を見守ってまいります。

また、一部の市町村でオーラルフレイル健診に充当している国の「医療施設運営費等補助金」については、引き続き補助基準額の引上げなどの支援の強化を国に要望してまいります。

(要望)

## 6. 妊婦健康診査の公費負担について

県内の妊婦健康診査に係る公費負担額は全国平均を下回っており、自治体ごとにもばらつきがある。県は各自治体に妊婦健康診査に係る公費負担額を111,000円になることが望ましいとしている。さらに、受診方法も補助券方式から受診券方式へ切り替えを求めているが、妊婦とその家庭の負担を軽減し、安心して健診を受けられる環境を整えるため、以下の点について県が主体となって対応すること。

- (1) 妊婦健康診査の費用について、県民負担軽減のため、県も一部を負担すること。
- (2) 補助券方式から受診券方式へ移行し、市町村域を越えて利用できる県内統一の受診券とすること。
- (3) 医療機関ごとに異なる受診費用を統一するよう、関連団体へ働きかけること。
- (4) 償還払いによる事務処理が発生しない仕組みを検討・導入すること。

(回答)

妊婦健康診査の費用については、令和6年度に、県が主導して市町村や医療関係団体と共に「妊婦健診検討会」を立ち上げ、公費負担の増額に係る課題や今後の方向性等について意見交換を重ね、同検討会等において目安となる公費負担額及び県内共通受診券案を各市町村に提示しています。

今後引き続き、県が提示した県内共通受診券案が市町村で活用されるよう、また、市町

村の事務処理の負担が削減されるように、市町村の皆様と関係機関との調整に取り組んでまいります。

さらに、すべての妊婦が、居住する地域に関わらず、妊婦健康診査を等しく適切に受診できるよう、その費用について全国一律の制度設計とし、財源は地方交付税措置ではなく全額国庫負担への見直しを行うよう、令和7年度に新たに国に提案しており、引き続き要望してまいります。

(要望)

#### 7. フルインクルーシブ教育推進のための教職員配置等の充実について

海老名市は「すべての子どもがともに学べる環境」の実現をめざし、県教育委員会と協定を結び、フルインクルーシブ教育の推進に取り組んでいる。

そのためには、現行制度のままでは十分な人的配置が確保できず、支援体制が後退するおそれがある。ついては、多様な子どもたちが共に学び支え合う学校を実現するため、以下の点について制度的な改善を要望する。

(1) 特別支援学級在籍児童・生徒を通常学級との二重在籍として認め、教職員定数が減少しないようにすること。

(回答)

教職員定数の算定に当たり児童・生徒を特別支援学級と通常学級で二重計上することについては、地方交付税等の算定基礎数値となる義務標準法施行規則に基づく定数報告において認められていません。

なお、通常学級の学級編制基準の引下げについては、引き続き県教育委員会として国に要望していくほか、全国都道府県教育委員会連合会を通じても要望してまいります。

(要望)

(2) 教育支援コーディネーターを専任化できるよう、加配定数を措置すること。

(回答)

特別支援教育コーディネーターの基礎定数化について、引き続き県教育委員会として国に要望していくほか、全国都道府県教育委員会連合会を通じても要望してまいります。

(要望)

#### 8. 大規模校に対する教頭複数配置の実施について

海老名市内の今泉小学校は2025年度に41学級、児童数1,000人を超える大規模校となり、将来的には50学級・1,700人規模に達する見込みである。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、27学級以上は教頭複数配置が規定されているが、現状十分な体制が整っていない。

増築棟の活用も進む中、児童数増加に対応し適正な学校運営を行うため、教頭の複数配

置は不可欠であるため、複数配置すること。また、教育指導への影響を避けるためにも、教頭の複数配置を加配定数として措置すること。

(回答)

都道府県教育委員会は、義務標準法で定められた定数の範囲内で、弾力的に職員の配置を決定できることになっています。

そのため、県教育委員会では、通常学級が27学級以上の小学校には、管理職業務が中心の教頭ではなく、現場で多くの児童の指導に当たることができる総括教諭以下の職位の教員を追加で1人配置することとしています。

大規模な小学校に対しては、こうした運用を前提に対応していくこととなりますが、教頭の複数配置については、各学校の規模や抱える課題など、個々の状況に応じて検討していくものと考えています。

(要望)

相模原市

## 1. 県立都市公園の整備促進

(1) 県立相模湖公園、県立相模原公園及び県立津久井湖城山公園の再整備や公園施設等の更新を行うこと。

(回答)

「相模湖公園」においては、公園施設の老朽化が進行しており、一部の施設では更新等を行う必要があります。そのような中、本公園ではバレエフェスティバルが開催されるなど、周辺地域でバレエを中心としたまちづくりの動きがでてきたことから、老朽化対策に取り組むこの機を捉え、地元から要望のあった常設の多目的ステージの設置など、地域活性化につながる視点を持って公園の再整備に取り組んでまいります。

また、「相模原公園」ではインクルーシブな広場の整備、「津久井湖城山公園」では公園区域の拡大整備に取り組んでまいります。

(要望)

(2) 様々な分野の事業主体との連携を強化することなどにより、更なる公園の利活用を推進すること。

(回答)

各公園では、指定管理者が地元やボランティア団体などと連携し、様々なイベントを実施しており、今後もしっかりと連携しながら公園の利活用を推進してまいります。

(要望)

## 2. 県民の水がめとしての重要な役割を担う水源環境の保全・再生施策の充

実等

「かながわ水源環境保全・再生基本計画」（令和9年度から20年間）の策定に向けて、事業の詳細を検討・調整するため、県・市町村首長会議（水源施策関連）の配下に設置されたワーキングを継続するとともに、次期計画策定後も連携して進行管理を行うため、県知事と市町村長による会議体を設置すること。あわせて水源環境の保全・再生のための取組を継続できるよう、その財源確保を含む必要な措置を講じるとともに、十分な財政支援を行うこと。

（回答）

県では、水源環境の保全・再生を図るため、平成17年に策定した「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」が令和8年度末に終了することから、令和9年度以降の水源環境保全・再生施策に係る新たな計画の策定を進めてきました。

県内市町村の要望を受け、令和7年3月に県・市町村首長会議（水源施策関連）を立ち上げて議論を重ね、当該会議及び下部組織である各ワーキンググループ等における議論で出された市町村の意見も踏まえ、令和8年1月に「かながわ水源環境保全・再生基本計画」及び「第Ⅰ期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を取りまとめました。

令和9年度以降も引き続き、当該計画に基づき水源環境の保全・再生に係る取組を進めていくとともに、県と市町村による会議体を設置し、取組の連携を図ってまいります。

なお、施策に必要な財源については、現行と同規模の一般財源13億円程度を充当し、その不足額について、県民の皆様個人県民税の超過課税の御負担をお願いしたいと考えております。

（要望）

### 3. 宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現に係る取組の推進

宮ヶ瀬湖湖面利用についての基本協定書に基づき、フィッシング利用が図られるよう引き続き関係機関等と連携した取組を推進すること。

（回答）

国、県、相模原市、愛川町、清川村及び公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団は、令和6年度から宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用実現可能性等調査を実施しており、令和7年度調査の9月末の中間報告において、鳥居原園地を発着場所とするワカサギドーム船での釣り事業が最も実現可能性がある手法とされたところです。そこで、まずは、鳥居原園地発着ワカサギドーム船での釣りの実現に向けて、財団が運営主体となり、地元市町村とともに、採算性、環境配慮、地域活性化等の課題解消のための実証事業を開始することとし、令和8年度については試験放流等を行ってまいります。

（要望）

#### 4. 医師の働き方改革に伴う救急医療機関等への支援

医師の働き方改革に伴い、医師派遣及び医師確保について影響を受けている救急医療機関等に対し、救急医療体制の維持・確保ができるよう適切な支援を講じること。

(回答)

「医師の働き方改革」の取組を進めるに当たり、大学病院を含めた医療機関に対して、I C T機器の導入や医師業務の他職種へのタスク・シフト/シェアに係る人件費などへの支援を行うほか、関係団体からの要望を受けて、令和7年度から支援対象とする医療機関の拡大も実施しています。

(要望)

#### 5. 公共交通の担い手確保に向けた取組の推進

県民の生活を支える路線バス等の公共交通の担い手の確保に向けて、国や交通事業者等と連携を図りながら、県内事業者における人材確保・定着に資する支援金制度を創出するなど、効果的な取組を主体的に推進すること。

(回答)

路線バス等の公共交通の担い手確保について、県は、これまで、バス協会に対し、運転手の確保に活用できる交付金の交付や、バス協会と連携して、県ホームページにバス事業者の採用情報を掲載するなど、支援してきました。

これに加えて、令和7年度に、「新規バス運転手の確保」と「既存バス運転手の有効活用」に資する2つの補助制度を創設し、運転手不足への対応を行っています。

さらに、バスやタクシーといった交通事業者の処遇改善や運転手不足の解消などについて、県は、国に対し、支援拡充や十分な予算措置を講ずるよう働きかけを行っています。

(要望)

#### 6. 市町村による独自の処遇改善によらない保育士等の確保に向けた支援

国が市町村による独自の処遇改善によらず保育士等を確保できる仕組みを構築するまでの期間、市町村に対して保育士等の処遇改善を目的とした財政支援を実施すること。

(回答)

保育士の処遇改善を目的とした財政支援については、本来国が行うべきことであり、県としては、令和7年度から国庫補助事業（保育士宿舍借り上げ支援事業）の補助対象期間を延長するよう要望しています。しかしながら、改善に至っていないため、県独自で補助対象期間を上乗せした保育士宿舍家賃支援事業を実施しています。この補助事業は、保育士確保の促進や、保育士の勤務先の定着化を主目的とする事業ですが、家賃を補助することにより、保育士の処遇の改善も図ることができるものと認識しています。

(要望)

## 7. 中山間地域の持続可能な医療体制の確保への支援

中山間地域（津久井・相模湖・藤野）の持続可能な医療体制の確保に係る取組について、必要な支援を行うこと。

（回答）

医師の地域偏在の是正に向けた地域枠医師の活用については、一定の期間、県内の医師が相対的に不足する地域へ配置することとし、適正な配置に努めています。

また、相模原市に所在する診療所からの要望に基づき、自治医科大学卒業医師についても、県から医師に対して働きかけを行い、配置調整を行っています。

本県においても、医師の偏在対策は重要であると考えていますので、令和6年12月に国が策定した「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を踏まえ、各地域における取組とも連携しながら、医師の地域偏在や診療科偏在の是正に取り組んでまいります。

なお、中山間地域の持続可能な医療体制の確保に係る取組に向けて、必要に応じて基金の活用を検討します。

（要望）

## 8. 広域防災拠点機能を備えた津久井湖城山公園の整備促進

県が計画を進めている津久井湖城山公園の拡大区域について、広域的な防災拠点としての機能の検討を進めるとともに、早期に事業を実施すること。

（回答）

津久井湖城山公園は、約95haが開園済みであり、現在、拡大区域の用地取得を進めています。

今後、広域的な防災拠点として有効に活用されるよう、引き続き、相模原市の防災部局と調整しながら、早期の整備を目指してまいります。

（要望）

## 9. 二級河川境川の改修

(1) 二級河川境川の県管理区間について、境川水系河川整備計画に基づいた河川改修を早急に進めること。

（回答）

境川については、時間雨量概ね60mmの降雨に対応できるよう「境川水系河川整備計画」に基づき、遊水地や護岸の整備を進めています。

相模原市域の整備状況ですが、上流部の相模原市緑区において、令和3年度に遊水地が完成し、また、中流部の特に川幅が狭い、相模原市中央区の約2.9km区間で優先的に護岸の整備について取り組んでいます。引き続き、土地所有者の御理解をいただきながら、早期の用地取得に努めるとともに、まとまった用地が確保できた箇所から、順次、護岸の整備を進めてまいります。

(要望)

(2) 雨水管の放流抑制の見直しを行うこと。

(回答)

雨水管の放流抑制の見直しについては、下流域への影響など総合的に判断する必要がありますので、引き続き、現在の河川整備の状況を踏まえて河川の流下能力などを確認し、可能な箇所については、放流量の抑制見直しの具体化に向けて検討を進めてまいります。

(要望)

#### 10. 土砂災害対策の推進

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等におけるハード対策（抜本的な防ぎよ対策工事等）及び治山事業の更なる推進を図ること。

(回答)

県では、ハード対策である砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業等については、近年の激甚化・頻発化する土砂災害に対応するため、次期「神奈川県水防災戦略」に位置付けるとともに、国の国土強靱化予算も最大限活用するなどして、事業促進に取り組んでいきます。

また、森林の維持造成を通じて、森林被害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成を図るため、治山事業を行っています。

今後、気候変動による自然災害の頻発化・激甚化が懸念されることから、森林被害箇所の復旧対策を着実に実施すると共に、森林被害の軽減を図るための防災・減災対策や、既存治山施設の長寿命化対策について「神奈川県水防災戦略」にも位置付けて、計画的に治山事業を進めてまいります。

(要望)

#### 11. 県営水道と市営簡易水道との統合の検討

相模原市緑区の中山間地域における簡易水道について、県営水道との統合に向けた検討を早期に行うこと。

(回答)

水道法では、水道事業は市町村経営が原則とされており、水道事業者である市町村は、水道の基盤の強化に努めなければならないとされています。また、経営の一体化や事業統合といった、広域化の実現には、両者の合意が必要になります。

そのため、まずは、相模原市において、当該地域における水道インフラの将来像を整理するとともに、多様な広域連携方策の中から当該地域の実情に適した連携方策を検討していくことが、市営簡易水道の基盤強化につながるものと考えます。

なお、「神奈川県水道広域化推進プラン」では、水道事業者は、業務の共同化から段階的に検討を進め、将来的には経営統合を行う可能性も検討するとしており、県は、こうし

た広域連携に関する課題解決に向けた取組を支援していくとしています。

(要望)

## 12. 広域的な最終処分場の確保と外部委託処理に対する財政支援

県による広域的な一般廃棄物最終処分場の確保及び焼却残渣を外部の民間事業者へ委託処理することについて、循環型社会形成の推進と最終処分場延命の観点から、県の主導的な取組、及び市町村と共に国に対して財政的支援を働きかけるよう要望すること。

(回答)

焼却残渣の資源化に係る民間委託に対する支援策の創設について、市町村の意見等を基に、国に働きかけを行ってまいります。

(要望)

## 13. 自転車及び高齢者の交通安全対策の推進

(1) 交通事故につながりかねない危険行為を繰り返す自転車運転者への指導強化などルール遵守につながる取組をより一層推進すること。

(回答)

県警察では、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、指導警告票を活用した実効性のある指導警告を行っております。

また、飲酒運転をはじめ、信号無視や一時不停止違反等により他の車両や歩行者に具体的な危険性を生じさせた場合は積極的に検挙措置を講ずることとしています。

今後も自転車が関連する交通事故抑止に向け、時間帯や場所を特定した重点的な指導取締りを強化し、歩行者優先の安全な交通環境を図ってまいります。

さらに、令和7年2月にリリースした県警察公式アプリ「かながわポリス」に搭載された「スマートチリンスクール」の利用促進により、幅広い世代、免許を取得したことがない人達等に対して、自転車の正しい交通ルールの浸透を図ってまいります。

県では、毎年5月の九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間に「自転車ものれば車のなかまいり」をスローガンに、首都圏の九都県市で作成した統一ポスターやチラシを自治体に配布するなどの活動を実施しています。

また、県では、自転車の通行方法や交通反則通告制度等について、交通安全教室等で役立つよう、イラストを用いて分かりやすく解説した自転車ルールブックを作成し、県内の高等学校、市町村、県警察へ配布しています。

(要望)

(2) 高齢運転者による交通事故が社会的問題となっている状況等を踏まえ、高齢運転者の免許証の自主返納を促進するための効果的な対策を講ずること。

(回答)

県警察では、引き続き神奈川県高齢者運転免許自主返納サポート制度への企業・団体の参加を促進し、自主返納した高齢者が受けることのできる各種優遇サービスの拡充に努めてまいります。

県では、高齢者の交通事故の防止を図るため、県民運動として家庭・学校・職場・地域で高齢者の安全意識の高揚及び高齢者の行動特性の理解を推進する高齢者交通事故防止運動に引き続き取り組んでまいります。

また、県警察や市町村をはじめとした関係機関・団体と連携し、高齢者運転免許証自主返納制度についての周知を行うなど、引き続き自主返納の促進を図ってまいります。

(要望)

#### 14. 野生鳥獣の被害対策の充実

野生鳥獣による農作物被害・生活被害を減少するため、隣接都県と連携した具体的な被害対策等を講じるとともに、野生鳥獣に寄生し、生息域を拡大させ、吸血被害を及ぼすヤマビル等の対策についても検討すること。また、ツキノワグマに対する取扱いを見直すとともに、ニホンジカやイノシシ等の危険動物が市街地に出没した際に、速やかに市民の安全を確保するため県が主体的に捕獲を実施すること。

(回答)

隣接都県市と連携した広域的な被害対策については、農作物被害・生活被害対策としては、シカ・サルに関する会議や情報交換会を実施しています。

ヤマビルについては、ヤマビル被害対策事業費補助金を令和8年度当初予算案においても引き続き計上するとともに、県試験研究機関等が行った共同研究の成果を踏まえ、吸血被害を防ぐ方法をはじめとした被害対策について、引き続き普及啓発に努めてまいります。また、地域県政総合センターにおける地域協議会などを通じて、引き続きヤマビルの生息域の追跡調査等に取り組むとともに、被害や対策等についてホームページで情報発信してまいります。

ツキノワグマの取扱いについて、市町村等と連携して人里に出没した際の対応をしており、人身被害発生の高リスクには捕殺も実施しております。引き続き、可能な限り保護に努めつつも、住民の安全を最優先とする方針で対策を講じてまいります。危険動物が市街地に出没した際には、地域の実情を熟知している市町村が主体的に行うことで迅速に対応できるものと考えますので、県は必要に応じて広域連携における役割分担の調整や技術的支援等を行ってまいります。

また、令和7年9月に施行された緊急銃猟制度では、実施の判断は市町村長が行うこととなっており、県では、市町村の要請に応じて応援職員の派遣を行うとともに、市町村向けの緊急銃猟制度に沿った研修の実施などの技術的支援について検討してまいります。

(要望)

#### 15. 特定外来生物の主体的な防除の実施

特定外来生物であるアライグマについて、「神奈川県アライグマ防除実施計画」に基づき市町村が実施する計画捕獲を実施するにあたり技術的及び財政的支援を行うこと。

(回答)

アライグマについては被害が発生している地域の関係者による主体的な取組が効果的であるため、引き続き、地域における対策の実施に当たって、県かながわ鳥獣被害対策支援センターの職員が現地に赴き、対策に関する情報提供や、効果的な対策の提案など、技術的支援を行っていくとともに、県による市町村事業推進交付金により財政的支援を継続してまいります。

また、国において、地方公共団体が行う特定外来生物の防除等について、2種類の財政支援に係る制度（①特定外来生物防除等対策事業（交付金）、②特別交付税措置）を設けていますので、制度について周知してまいります。

(要望)

#### 16. 保育士宿舎借り上げ支援事業の補助要件の見直しに伴う県の財政支援の強化

国による保育士宿舎の借り上げ支援事業の補助要件の見直しに伴い、県の財政支援強化について要望すること。

(回答)

国が令和7年6月19日に示した保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱（案）については、本県から「保育士として初めて保育所等に採用された者」という要件の削除を要望いたしました。

その結果、令和7年8月21日に示された同実施要綱において当該要件は削除され、「採用された日から起算して5年以内」へ改められております。

また、国が令和8年度予算で検討している財政力指数が1.0を超える市町村に対する補助要件の見直し案については、従前の補助要件に戻すよう求める市町による国への要望活動を支援する等、働きかけを行っているところです。

なお、令和7年度より当該事業の補助期間を10年目まで延長する、県独自の保育士宿舎家賃支援事業を実施しています。

(要望)

#### 17. 子どもの学習進学支援事業補助金の制度改善

令和7年度より神奈川県で開始した子どもの学習進学支援事業補助金について、年度単位で対象者を決定し、年度途中で制度の要件を満たさなくなった場合でも補助対象外とならないようにするなど、活用しやすい制度に改善すること。

(回答)

当該制度は、低所得者世帯や多子世帯の子どもが家庭の経済状況に左右されずに、本人の希望する学校へ進学できる環境を作るため、市町村が実施する支援事業を補助する制度です。

そのため、年度途中で補助対象要件を満たさなくなった場合、その翌月以降は県の補助対象外となりますが、すでに交付済みのクーポンの利用可否については実施する市町村の判断となります。

(要望)

#### 18. フリースクール等を利用する不登校児童生徒への支援策の拡充

不登校児童生徒の学びの場を保障するため、フリースクール等利用児童・生徒支援事業費補助金において、補助率を引き上げるとともに、補助対象者を拡充すること。

(回答)

県でも、フリースクール等は、不登校の児童・生徒にとって、それぞれの状況に応じた居場所・学びの場として重要な役割を担っていると考えており、令和7年度より市町村と協調する形で利用料の支援を始めたところです。

補助の拡充については、今後、事業を実施していく中で、補助率や補助対象について、市町村の意見も伺いながら検討していきます。

(要望)

#### 19. 高等学校等における授業料支援施策の拡充

(1) 高等学校等就学支援金の所得制限撤廃について、国への働きかけを行うこと。

(回答)

県では、教育費の負担に地域格差が生じることのないよう、国に対して高等学校等就学支援金の所得制限の撤廃等を要望してきました。

その結果、国の令和8年度予算案において、高等学校等就学支援金の所得制限撤廃が盛り込まれるなど一定の成果がありました。

(要望)

(2) 学費補助金を県外の私立高校在籍者にも適用させるとともに、所得制限を撤廃すること。

(回答)

学費補助の拡充については、引き続き、国による「高校無償化」や他の自治体の動向にも留意しながら、多面的な視点から検討してまいります。

なお、国の就学支援金制度改正により、県外通学者への授業料支援の格差は大幅に縮小する見込みです。

(要望)

## 20. 障害者に係る地域生活支援事業費等補助金の適切な財政措置

地域生活支援事業費等補助金について、地域の実態に即した支援事業を着実に実施するため、国庫補助金の対象事業の経費に対して補助率が確実に2分の1になるよう予算の確保を市と連携して国へ要望するとともに、県においても所要額を確保すること。

(回答)

地域生活支援事業の国庫補助率が2分の1を下回り、市町村に大幅な超過負担が生じていること、また、他の補助対象事業が当該補助金に統合される傾向にあることについては、本県としても大変深刻な問題であると認識しています。

そのため、例年「国の施策・制度・予算に関する提案」において重点的提案として必要な財政措置を国に要望しています。また、各種ブロック会議等においても国庫補助金の枠拡大と事業実績に見合った確実な財源措置を講ずるよう国に要望しています。

併せて、市町村地域生活支援事業の必須事業のうち、意思疎通支援や移動支援、日常生活用具の給付といった個人向けの給付事業については、障がい者の日常生活や社会参加など障がい者の自立支援に不可欠なサービスであることから、地域格差を生じさせることなく適切な水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、その財源については必要な経費が確保できる負担金事業への制度見直しを国に要望しているところです。

今後とも機会をとらえて継続的に要望してまいります。

(要望)

## 21. 都市計画基礎調査の実施に係る交付金額への要望

市町村が実施する都市計画基礎調査の実態に合わせて、調査に要する費用が満額交付されるよう予算措置を講じること。

(回答)

本調査は、昭和44年以来既に11回実施しておりますが、県・市町協調によるまちづくりの観点から、当初から県と市町とで調査項目を分担し、共同して調査を実施してきたところです。

このうち、市町が実施する調査については、調査結果の活用状況等を踏まえ、県・市町それぞれが応分の負担をするという考え方にに基づき、引き続き、市町に実施していただく調査に係る経費の一部を交付し、県・市町協調のもとに実施していきます。

(要望)

## 22. 広域交通網の整備への支援

小田急多摩線延伸の実現に向け、交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」で示された収支採算性等の課題解決を図るため、引き続き、広域的な

観点からの助言や技術的な支援を行うこと。

(回答)

小田急多摩線の延伸について、相模原市と町田市では、国、県、東京都などと関係者会議を設置し、概略ルートの概算事業費や事業採算性などの検討を進めていますが、まずは、令和7年8月に策定した「相模原駅北口地区土地利用計画」に基づくまちづくりを進めるなど、相模原市と町田市が一緒になって、事業採算性の確保につながる需要創出に向けた取組の検討を深めていただくことが必要と考えています。

そのため県は、この会議に参画して、引き続き広域的な観点から助言を行うとともに、技術的な支援を行っていきます。

また、「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、小田急電鉄には延伸の要望を行うほか、国に対しては、鉄道整備費等の助成制度の拡充を働きかけていきます。

(要望)

### 23. 都立高等学校への進学機会の確保に向けた支援

県立高等学校への通学が長時間を余儀なくされるなど、通学上の特別な事情がある特定の地域（藤野地区及び相模湖地区）に居住する生徒が、隣接する地域の都立高等学校へ進学することができる特例措置について、東京都教育委員会へ働きかけること。

(回答)

平成29年度に東京都教育庁に検討の依頼をしましたが、都内中学校から都立高等学校を志願する者への影響等を考慮し、認めることができないとの回答があったところです。都立高等学校の志願状況について、その後も大きく変わらない中で、協定を結ぶ等、越境入学に係る特例措置の導入は容易ではないととらえていますが、引き続き、東京都等の入学者選抜の実施状況を注視してまいります。

(要望)

### 24. 学校給食費の保護者負担軽減に係る制度創設及び財政措置

保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費の公費負担など持続可能な全国一律の制度の創設及び学校給食用食材の価格高騰対策として必要な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

(回答)

国は、令和8年4月から小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減を実施することとしており、県教育委員会は、御要望の点について、小学校段階において、令和8年度で所要の措置を講ずることといたしました。

また、中学校の給食費の負担軽減も、早期の実現に向けて検討を進めること、特色ある給食の提供に係る各省関係事業や物価高騰対策に係る交付金を柔軟に活用できる仕組みとすることについて、全国知事会を通じて国に要望しています。

(要望)

## 25. 県立特別支援学校における視覚・聴覚部門の設置

相模原市内の県立特別支援学校高等部において視覚・聴覚部門を設置すること。

(回答)

相模原中央支援学校では、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害の4つの教育部門を設置しています。特に、視覚障害及び聴覚障害教育部門については、地域では専門的な支援を受けることが難しい乳幼児相談や幼稚部での教育の充実を図るとともに、義務教育段階における居住地に近い特別支援学校への通学を実現するため、幼稚部・小学部・中学部を設置した経緯があります。

高等部段階における教育は、平塚盲学校及び平塚ろう学校において、普通科だけでなく専門学科及び専攻科を設置し、専門性の維持・継承と教科指導体制の工夫等を行い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた職業教育の充実に取り組んでいます。このように、高等部段階では高い専門性や職業教育の充実が必要であることから、当該障害種の在籍者数が少ない相模原中央支援学校に、標準法に基づき一定数の教員を配置し、高等部を設置・維持することは困難です。

相模原中央支援学校では、これまで平塚盲学校や平塚ろう学校と連携し、教育内容の充実に取り組んできました。また、中学部卒業後の進路を見据え、地域の学校への転学や進学、平塚盲学校、平塚ろう学校高等部への進学などの進路指導及び支援を行ってきました。今後も、引き続き一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実に努めてまいります。

(要望)

## 26. 市立小中学校における医療的ケアに対する支援体制の強化

医療的ケア実施校に対する看護師の巡回派遣等を実施するとともに、看護師のスキルアップ研修の充実を図ること。

(回答)

県教育委員会では、令和6年度から市町村教育委員会との医療的ケアに関する連絡会議を設置し、情報共有や課題の検討を行い、医療的ケアの取組の推進を図っています。

さらに、「公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業」により、小・中学校への看護師による巡回、指導・助言、教員等に対する研修等の支援を行っています。また、看護師の研修については、令和6年度より県立特別支援学校の看護師を対象にした研修に、各市町村教育委員会の看護師の参加を呼びかけ、県内全域の学校で働く看護師のスキルアップを目指しています。

県教育委員会としては、引き続き市町村教育委員会と連携・協力しながら取組を進めてまいります。

(要望)

## 27. 交番の効果的な設置及び再編

交番の設置等について、地域の要望等を踏まえた効果的な計画とすること。

(回答)

県警察では、平成 31 年 3 月、地域警察官の事件・事故等の対応力向上や交番等施設の持続的な機能維持などを目的とした「神奈川県警察交番等整備基本計画」を策定し、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間で、当時 471 か所あった交番をおおむね 400 か所に統合する計画を推進しています。

本計画において、「交番新設時における交番総数増加の抑制」という方針を示し、交番等新設要望地区への新設や都市開発、人口集中等に対応する場合であっても、県内全体の交番総数は増やさず、近隣交番の移転、統合等により対応することとして進めております。

そのため交番を新設（純増）させることは困難ですが、県警察内で情報共有を行い、治安情勢を見据えながら、各交番の管轄エリアに限らず隣接警察署や近隣交番、パトカー等による支援体制の強化などにより、引き続き、治安の維持・向上に努め、地域住民の安心感の醸成を図ります。